

務	00	01	30年
(令和35年3月末まで保存)			

運 免 第 9 1 号
令 和 4 年 4 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について
運転免許の拒否又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。）に係る運転免許関係事務については、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」（平成29年8月24日付け青警本運免第463号）により留意事項を定め、運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）により、一定の病気等に該当することとなったと疑う理由があるときの対応において、医師の診断書による対応が設けられたこと（改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第4項）等を踏まえ、一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について、所要の改正を行い、別紙のとおり定め、令和4年5月13日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、令和4年5月13日をもって廃止する。

担当：運 転 免 許 課
運 転 免 許 管 理 係

別紙

一定の病気等に係る運転免許関係事務の留意事項

第1 用語の定義

- 1 「法」とは、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 2 「令」とは、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 3 「府令」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 4 「検査規則」とは、運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月青森県公安委員会規則第2号）をいう。

第2 改正の趣旨

運転免許を受けた者が、免許の取消し等の事由となる一定の病気等に該当する疑いがある場合の対応について、公安委員会は、臨時適性検査を行うことができるとされていところ、実務上は、かかりつけ医等の診断書を任意で提出すれば、臨時適性検査を改めて行うこととはしないとする運用により対応していたものであるが、改正法では、こうした運用実態に鑑み、迅速・効率的な行政処分のため、一定の病気等に該当する疑いがある者について、臨時適性検査のほか、診断書の提出を命ずることができることとしたものである。

第3 運用上の留意事項

- 1 一定の病気にかかっていること等を理由とする免許の拒否又は取消し等
(1) 免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）の拒否又は取消し等
ア 内容

公安委員会は、試験に合格した者のうち、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者等については、6月以内にこれらに該当しないこととなる見込みがある場合には6月を超えない範囲内において免許を保留することとし、その他の場合には免許を与えないこととされている（法第90条第1項第1号から第2号まで及び令第33条第1項）。

一方、免許を受けた者が、上記の病気にかかっている者等であることが判明したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）は、6月以内にこれらに該当しないこととなる見込みがある場合には6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止し、その他の場合には免許を取り消すこととされている（法第103条第1項第1号、第1号の2及び第3号並びに令第38条第1項及び第3項）。

また、免許を受けた者が、目が見えないこと、体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない身体の障害、四肢の全部を失った身体の障害若しくは四肢の用を全廃した身体の障害又はその他自動車等の安全な運転に必要な

認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる身体の障害（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）が生じている者であることが判明したときは、その者の住所地公安委員会は、その他自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる身体の障害（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）が生じているが、法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、6月以内に当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがない見込みがある場合には、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止し、その他の場合には免許を取り消すこととされている（法第103条第1項第2号及び令第38条第2項）。

イ 具体的な運用基準

主な病気ごとの具体的な運用基準は、別添「一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準」のとおりであるので、これに準拠して適切な対応を行うこと。

ウ 留意事項

(ア) 免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間

免許の保留又は効力の停止の処分を行う場合の基本量定の期間は、次のとおりとする。

- i 一定の病気等にかかっていることを理由として行う免許の保留又は効力の停止の場合（令第33条第1項第2号並びに令第38条第1項第2号及び第3項第2号）

法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間

- ii 一定の身体の障害が生じていることを理由として行う免許の効力の停止の場合（令第38条第2項第2号）

法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないのに要すると見込まれる期間

(イ) 迅速かつ適確な対応

免許の拒否又は取消し等については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることを踏まえて、迅速かつ適確な対応を行うこと。

(ロ) 免許の再取得を念頭に置いた丁寧な対応

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合は、免許の再取得（4参照）の説明をした上で、免許の再取得の申請を行う場合は申請前に相談するよう教示するなど、丁寧な対応を行うこと。

(ハ) 質問票等の虚偽記載の確認

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合、直近の質問票（法第89条第2項、第101条第4項又は第101条の2第2項に規定する質問票をいう。以下同じ。）又は報告書（法第101条の5の規定により提出された報告書をいう。以下同じ。）について虚偽記載の有無を確認し、所要の

措置を講ずること。

なお、確認に当たっては、申請者が当該質問票又は報告書を記載する時点における症状の認識状況について聴取すること。

(オ) その他

身体の障害については、試験で判断することができることから、免許の拒否又は保留の対象となっていないことに留意すること。

(2) 仮運転免許の拒否又は取消し

ア 内容

公安委員会は、仮免許の試験に合格した者が幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者等に該当するときは、これらの病気にかかっている者に該当する場合において6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮免許を与えないこととされている（法第90条第13項及び令第33条の5の2）。

また、仮免許を受けた者が、上記の病気にかかっている者等であることが判明したときは、住所地公安委員会は、これらの病気にかかっている者に該当する場合において6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮免許を取り消すこととされている（法第106条の2第1項及び令第39条の3第1項第1号）。

イ 具体的な運用基準

(1)イに準じて適切な対応を行うこと。

ウ 留意事項

仮免許の保留又は効力の停止については、仮免許の有効期間が6月とされていることに鑑み、制度上設けられていないことに留意すること。

(3) 国際運転免許証等を所持する者に対する自動車等の運転禁止

ア 内容

国際運転免許証等を所持する者が、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者等であることが判明したとき（法第107条の4第3項の規定により、その者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じても、なお自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある場合に限る。）は、住所地公安委員会は、1年を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止することができることとされている（法第107条の5第1項及び令第40条第1項第1号）。

イ 具体的な運用基準

(1)イに準じて適切な対応を行うこと。

2 運転適性相談窓口の充実等

(1) 問合せへの適切な対応

免許の拒否又は取消し等に関する事項や免許の取得等に関する問合せに対しては、運転免許課長又は警察署長は、制度の趣旨、内容等を十分説明するとともに、免許の取得又は継続（以下「免許の取得等」という。）に係る具体的な運用基準について照会がなされた場合には、別添の「一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準」を教示するなど適切な対応を行うこと。

なお、個人の具体的な病気の症状等を示した上で、免許の取得等の具体的可能性について問合せがあった場合には、運転免許課長が一元的に対応すること。

(2) 各種相談への適切な対応に向けた体制の確立

運転免許課長は、相談件数の増加及び相談内容の複雑化が予想されることから、これらの相談に適切に対応するため、体制の整備や相談室等の確保、担当職員の専門的知識の習得及び適切な対応要領等に関する指導教養に努めること。

(3) 運転適性相談員の指定

免許の取得又は継続に関する運転適性相談（以下「適性相談」という。）業務は、運転免許課長が運転適性相談員として指定した者が行うものとする。

警察署の運転適性相談員に指定された者は、運転免許課長と連携を密にし、適性相談を適切に行うよう努めなければならない。

(4) 適性相談の実施

運転適性相談員は、適性相談を行うに当たっては、別添「一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準」を説明する他、運転適性相談書（検査規則別記様式第2号）を適性相談を申し出た者（以下「相談申出者」という。）に作成させるとともに、病状調査表（様式第1号の1～6）により相談申出者の病気の症状等の聴取（以下「個別聴取」という。）を行い、当該病状調査表を運転免許課長に送付しなければならない。

運転適性相談書の送付を受けた運転免許課長は、運転適性相談者名簿（様式第2号）へ登載するとともに、臨時適性検査対象者一覧表（様式第3号）に所要事項を記入し、処理経過を明らかにしておくものとする。

また、運転免許課長は、相談申出者が適性相談を終了した時点で免許の取得等が可能であると認められたときに限り、当該申出者に対し、運転適性相談終了書（検査規則別記様式第7号）を作成し、交付するとともに、運転適性相談終了者名簿（様式第4号）に登載し管理するものとする。

また、免許申請又は免許証の更新申請（以下「免許申請等」という。）時における迅速かつ適確な対応を行うため、運転免許課長は、相談対応状況を運転適性相談者名簿に確実に記載すること。また、運転適性相談者名簿は、プライバシー保護に留意して保管すること。

なお、相談窓口においては、

- ・ 相談申出者のプライバシー保護に十分配慮すること
- ・ 相談申出者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと
- ・ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないよう、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をするものがないよう、適切な対応を行うこと

に配慮すること。

(5) 家族等からの相談に対する対応上の留意事項

ア 基本的な心構え

(ア) 重要性の理解

一定の病気等にかかっている者が自動車等を運転することの危険性は、県民にも深く浸透しており、対応遅れ等による重大交通事故が発生した場合は、県民の警察に対する信頼を大きく失墜させることを理解しなければならない。

(イ) 相談者への誠実な対応

相談者は、対応に悩み、苦しみ、警察を最後の頼りとして相談していることを理解し、誠実に対応しなければならない。

(ロ) 危険性・緊急性の判断

相談内容及び聴取結果については、運転免許課長と連携の上、組織的に検討し、危険性、緊急性を早期に判断しなければならない。

(ハ) 免許の行政処分制度の説明

一定の病気等にかかっている者が受けている免許を取消す等の行政処分を行うためには、所要の調査、医師による診断（診断書の提出含む。）、聴聞等の手続きが必要となることを説明し、理解させなければならない。

(ニ) 相談者の協力の確保

早期に免許の取消し等の行政処分を行うためには、本人からの病状確認、医師の診断を受けさせる等についての相談者の協力を確保し、また、処分が決定されるまでの間、自動車等を運転させない等の安全確保に係る協力の確保に努めなければならない。

(ホ) 申請による運転免許の取消し制度の教示

申請による運転免許の取消し制度は、上記(エ)の手続を経ずに免許を取消す制度であるが、当該制度を適用するためには、免許を受けている者が「免許の取消しを受けたいという明確な意思表示をすること」が必要である。

これは、早期に免許を取消す上で有効な制度であることから、相談者には、行政処分に必要な手続きと並行して、申請取消しに係る説得も行うよう教示するとともに、危険性が高いと認められる場合は、相談者と連携し、当該制度の説明等に協力する姿勢を保持しなければならない。

イ 危険性・緊急性判断上の留意事項

(ア) 相談者から、病気の症状、運転の頻度、主治医の運転に関する指示状況等を詳細に聴取し、「頻繁に意識消失発作を起こしている。」、「視力が極端に落ちている。」、「認知症で記憶力・判断力が著しく低下し、医師から運転が危険と言われている。」等は、直ちに危険と判断し、早急に対応しなければならない。

(イ) 加味要素

危険性・緊急性を判断する上では、(ア)に加え、一定の病気等にかかっている者の運転を制限することができる者（例：同居の家族）がいるのかといった事情も加味しなければならない。

3 免許申請等（警察署において行われる場合を含む。）における質問票の交付等に関する留意事項

(1) 質問票の交付及び受付

法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項の規定による質問票

(府令別記様式第12の2)の交付は、免許申請等において申請書を提出しようとする者(以下「申請者」という。)の全てに対して行うこと。

提出された質問票については、申請者に対し、記載漏れや誤記の有無を確認した後に受け付けること。この際、申請者が誤記等を理由に訂正を申し出た場合には、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させること。

なお、誤記等に係る質問票は、申請者の面前において、復元できない措置を講ずること。

また、記載漏れについては、申請者に是正を求め(行政手続法(平成5年法律第88号)第7条)、これに応じない場合には、以後の手続を打ち切ること。

(2) 免許申請等における記載場所の整備

免許申請書又は免許証更新申請書(以下「免許申請書等」という。)を記載する場所においては、申請者の手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設けるなど、プライバシーの保護に必要な措置を確実に講ずること。

(3) 免許申請等の窓口における対応

免許申請書等と質問票の提出については、申請者のプライバシーが害されることのないよう特段の配慮をすること。

特に、業務の一部を外部に委託する場合は、委託先の職員に対し指導を行うこと。

なお、指定自動車教習所において仮免許申請が行われる場合については、第4の2のとおり運用すること。

(4) 個別聴取の実施等

ア 質問票の回答による対応

質問票の提出を受けた場合において、当該質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときは、個別聴取を行い、その実施状況等を病状調査表に記録し、運転適性相談者名簿へ登載の上、プライバシー保護に留意し適切に保管すること。

なお、個別聴取に当たっては、

- ・ 申請者のプライバシー保護に十分配慮すること
- ・ 申請者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと
- ・ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないように、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をする事のないよう、適切な対応を行うこと

に配慮すること。

イ 個別聴取の実施場所の確保等

個別聴取については、プライバシー保護の観点から、申請窓口以外の場所にスペースを確保して行うとともに、当該場所が個別聴取の実施場所であることが外見上分からないように配慮すること。

また、申請者を個別聴取の実施場所に誘導するに当たっては、プライバシー保護の観点から、申請者が個別聴取を受ける者であることが分からないよう配慮した誘導方法をとること。

ウ 運転適性相談終了書の交付を受けた者に対する取扱い

質問票の提出を受け個別聴取を行う(ア参照)場合において、申請者がこれ

らの申請前1年（病状により6月）以内に適性相談を終了した者であるときは、適性相談終了後の病状の変化に重点を置いたより簡単な聴取による対応が可能であることに留意すること。

また、青森県公安委員会以外の公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）の運転適性相談終了書の交付を受けた者から免許申請等を受けた場合は、免許の取得等の可否の判断は住所地公安委員会が行うものであることに鑑み、青森県公安委員会において、再度、病気の症状等について聴取を行った上で免許の取得等の可否を決定すること。

エ 警察署において免許証の更新申請が行われる場合の留意事項

(7) 臨時適性検査等の必要性を認めた場合の措置

警察署における個別聴取の結果、臨時適性検査又は診断書提出命令（以下このエにおいて「臨時適性検査等」という。）を行う必要があると認めた場合は、当該警察署長は、臨時適性検査該当者発見報告書（検査規則別記様式第1号）及び病状調査表を作成し、運転免許課長に送付するとともに、当該申請者に対しては、後日、運転免許課長から臨時適性検査等の通知がなされる可能性があること等を教示すること。

なお、この場合において、申請者が自動車等の運転に必要な適性検査（視力検査等）に合格したときは、免許証の更新は可能であるので、その旨留意すること。

(イ) 運転免許課長の管理

臨時適性検査該当者発見報告書の送付を受けた運転免許課長は、臨時適性検査対象者一覧表を作成し、処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 運転免許課長と警察署長との連絡協調

運転適性相談終了書の交付を受けた者が免許証の更新申請を行った場合及び申請者に対して臨時適性検査等を行う場合の迅速かつ適確な対応が行われるよう、運転免許課長と警察署長は密接な連絡を図ること。

(5) 質問票の適正な管理

質問票に虚偽の記載をして提出した者については法第117条の4第2号違反が成立することとなることから、質問票の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した質問票のうち、当該質問票を記載した者が新たに質問票又は報告書（以下「質問票等」という。）を提出した場合については、この限りではない。

(6) 経由申請を行う者に対する取扱い等

法第101条の2の2の規定による住所地外公安委員会を経由した免許証の更新申請（以下「経由申請」という。）を行う者に対しては、その申請書を備え付ける場所に質問票に係る案内文書（経由申請を行う者が提出した質問票について、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請を受け付けた後に住所地公安委員会から病気の症状等について聴取される旨が記載されたもの）を用意し、申請者が経由申請をする前に当該文書の内容を把握できるようにしておくこと。

また、質問票回答欄の「はい」にチェックがある場合は、当該申請者に対し、上記の案内文書の内容を教示すること。

なお、経由申請を受ける青森県公安委員会においては、経由申請を不受理とする根拠はないこと及び当該申請者に対して個別聴取を実施する必要はないことに留意すること。

4 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者の免許再取得に係る試験の一部の免除に関する留意事項

(1) 内容

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者が、その後、病気等の回復等によりその者が受けていた免許を再取得しようとする場合において、その者の免許が取り消された日から3年以内であるときは、試験の一部を免除することとされている。ただし、免許の再取得をしようとする者が、免許を取り消された日前の直近において提出した質問票等に虚偽の記載をした場合については、試験の一部免除の対象外となる（法第97条の2第1項第5号）。

(2) 留意事項

ア 質問票等の確認

本制度に基づき試験の一部を免除する場合は、免許を取り消された日前直近に提出された質問票等の記載状況を確認すること。

直近に提出された質問票等が、免許の再取得の申請を受け付けた公安委員会とは異なる公安委員会において保管されている場合には、直近の質問票等を保管する公安委員会に対し、記載状況を照会すること。

イ 運転免許課長への照会

法第100条の2第1項の基準該当初心運転者で再試験を受けていない者等（令第34条の3第6項各号）については、試験の一部免除の適用対象にならないことから、運転免許課長に該当の有無を確認すること。

ウ 取消し事由が消滅したことの確認

一定の病気にかかっていること等を理由に免許を取り消された者が免許の再取得の申請を行った場合は、取り消された免許の処分事由が消滅したことを、医師の診断書の様式（様式第5号の1～12号）等により確認すること。

5 一定の病気等に係る報告を求める場合の留意事項

(1) 内容

公安委員会は、一定の病気等に該当するかどうかを把握するため免許申請等の際に申請者に対して質問票を交付できるところ、免許申請等以外の場合において、第三者の通報等によって一定の病気等に該当する疑いを把握する場合もあることから、公安委員会は、一定の病気等に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、免許を受けた者に報告を求めることができることとされている（法第101条の5）。

(2) 留意事項

ア 報告を求める場合の判断基準

交通事故の状況等から、一定の病気等に該当するかどうかを調査する必要がある場合に報告を求めるものとする。

イ 報告を求める方法等

免許を受けた者に対して報告書（府令別記様式第18の5）を手交し、速やかにその提出を受けること。

なお、受取拒否等については、臨時適性検査又は診断書提出命令の実施を検討すること。

ウ 報告書の適切な管理

虚偽の報告をした者については法第117条の4第2号違反が成立することとなることから、報告書の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した報告書のうち、当該報告書を記載した者が新たに質問票等を提出した場合については、この限りではない。

6 一定の病気等に係る医師の届出等に関する留意事項

(1) 内容

医師が、患者の病状から判断して運転に支障があると認めた場合は、当該患者の診察結果を公安委員会に任意に届け出ることができることとされており、当該届出行為は、守秘義務違反とはならないこととされている（法第101条の6第1項及び第3項）。

(2) 留意事項

ア 届出の受付の要領

届出の受付に当たっては、届出を行う医師の負担を軽減するとともに、一定の病気等の診察結果という極めて機微な情報を取り扱うことを踏まえ、次の措置を講ずること。

(ア) 口頭による届出があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（検査規則別記様式第8号）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、これを届出受理書（様式第6号）に記録し対応すること。

(イ) 電話による届出があった場合の措置

医師が、電話により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「届出書及び返送用封筒等の郵送」か「届出書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、これを記録化することにより対応すること。また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で運転免許課長に送信するよう依頼すること。

(ロ) 文書等による届出があった場合の措置

(イ)により、医師が届出書の郵送又はデータの送信を行ってきた場合は、医師の届出として受け付けること。

また、(イ)によることなく、医師が文書の郵送等によって届出を行ってきた場合は、医師の本人確認を行った上で受け付けること。

(ハ) 受付後の措置

届出を受け付けた所属長は、速やかに運転免許課長に報告すること。

また、報告を受けた運転免許課長は、速やかに、臨時適性検査又は診断書提出命令及び当該検査等の実施に伴う免許の効力の停止（8(6)参照）について、必要な措置を講ずること。

イ 他の公安委員会に係る届出を受けた場合の措置

報告を受けた運転免許課長は、報告に係る免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、速やかに当該公安委員会に対して届出移送通知書（検査規則別記様式第11号）により移送すること。

(3) 医師からの確認要求に対する回答要領

ア 内容

医師は、(1)の届出を行うかどうかを判断するため必要があるときは、その診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかを公安委員会に確認することができることとされている。一方、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについて確認を求められたときは、これに回答することとされている（法第101条の6第2項）。

イ 留意事項

確認要求を行う医師の負担を軽減するとともに、行政機関が保有する個人情報を提供することを踏まえ、次の措置を講ずること。

(ア) 口頭による確認要求があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、要求書（検査規則別記様式第9号）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、これを要求受理書（様式第7号）に記録し対応すること。

(イ) 電話による確認要求があった場合の措置

医師が、電話により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「確認要求書及び返送用封筒等の郵送」か「確認要求書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この際、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、これを要求受理書に記録し対応すること。

また、Emailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で行うよう依頼すること。

(ウ) 文書等による確認要求があった場合の措置

(イ)により、医師が確認要求書の郵送又はデータの送信を行ってきた場合は、医師の確認要求として受け付けること。

また、(イ)によることなく、医師が文書の郵送等によって確認要求を行ってきた場合は、医師の本人確認を行った上で受け付けること。

(エ) 確認要求を受け付けた後の措置

確認要求を受け付けた所属長は、速やかに運転免許課長に報告し、報告を受けた運転免許課長は、速やかに確認要求に係る者が免許を受けた者であるかどうかについて調査すること。また、確認要求に係る者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合であっても、当該調査は運転免許課長が行うこと。

ウ 回答方法

回答は、回答書（検査規則別記様式第10号）に記載し、文書を郵送することにより行うこと。

なお、郵送に当たっては、配達記録等により、確実に送達すること。

7 臨時適性検査、診断書提出命令、臨時認知機能検査及び適性検査の受検等命令（法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による命令をいう。以下同じ。）に関する免許の拒否又は取消し等

(1) 臨時適性検査等に関する通知、命令又は処分等の迅速な対応

臨時適性検査等に関する通知、命令又は処分等に関する事務については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることを踏まえて、迅速かつ適確に処理をすること。

(2) 法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合の判断基準

法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令については、その理由とされる事由に係る主治の医師（認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合にあっては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治の医師。以下この(2)において「主治医」という。）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治医がいない場合、主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等）においては臨時適性検査を行うこと。

ア 診断書の様式

主治医の診断書を提出する意思を有する者については、病状調査表に対応した診断書の様式を交付し、診断書の早期提出を促すこと。

イ 診断書の提出意思のない者の対応

主治医の診断書を提出する意思を有しない者については、病状調査表のその他参考事項欄に「診断書提出意思なし。」と記載し、運転免許課長に報告すること。

(3) 臨時適性検査の実施要領

ア 臨時適性検査の依頼

運転免許課長は、法第102条及び第107条の4の規定による臨時適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を行う必要があると認めたときは、府令第29条の3第2項に規定する公安委員会が認定した専門的な知識を有すると認める医師（以下「専門医」という。）に臨時適性検査の実施を依頼するものとする。

イ 通知書等の送付

運転免許課長は、臨時適性検査の日程等について専門医と調整し、臨時適性検査実施伺書（様式第8号）を作成するとともに、専門医に対しては臨時適性検査実施依頼書（様式第9号）を、臨時適性検査を受ける者（以下「受検対象者」という。）に対しては臨時適性検査通知書（検査規則別記様式第5号、第5号の2又は第6号）を送付するものとする。

ウ 実施結果について

専門医から臨時適性検査の結果を受領した運転免許課長は、臨時適性検査実施結果報告書（様式第10号）を作成し、その結果を明らかにしておくものとする。

エ 医師への説明資料について

医師に向けた説明として、

- i 法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査を実施する場合には医師の皆様へ（様式第12号）
- ii 認知症の疑いがある者について、法第102条第4項の規定による臨時適性検査を実施する場合には医師の皆様へ（様式第13号）

を必要に応じて活用すること。

(4) 試験に合格した者が診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた場合における免許の拒否又は保留に関する留意事項

ア 内容

公安委員会は、免許を受けた者に加えて、試験に合格した者に対しても、一定の病気にかかっていること等を疑う理由があるときは、臨時適性検査又は診断書提出命令を行うことができることとされている（法第102条第4項）。

また、公安委員会は、試験に合格した者が、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知（以下この(4)において「診断書提出命令等」という。）を受けた場合は、

- ・ 診断書提出命令等を受けたことを理由として免許（仮免許を除く。以下この(4)において同じ。）を保留された者が当該保留の期間内に重ねて診断書提出命令等を受けた場合において、その者が診断書提出命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えない
- ・ それ以外の場合は、6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとされている（試験に合格した者が、診断書提出命令等を受けた場合には、6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとなる。）（法第90条第1項第7号及び令第33条の2の2）。

イ 診断書提出命令等を受けた者に対する免許の保留の処分の基本量定の期間（令第33条の2の2第2号）

(ア) 試験に合格した者が診断書提出命令等を受けた場合（(イ)の場合を除く。）
処分日から当該診断書提出命令等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間

(イ) 診断書提出命令等を受けたことを理由として免許を保留された者が、当該保留の期間内に診断書提出命令等を受けた場合

(ア)に同じ。

(ウ) (ア)の「当該診断書提出命令等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日」については、病状等を基に、診断を行うこととなる専門医等の意見を参考として合理的に見込まれる日とすること。

ウ 留意事項

(ア) 診断書提出命令等を行う場合には、これを理由とする免許の保留を確実に行うこと。

なお、この診断書提出命令等及び免許の保留については、試験に合格した者に対しては原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やか

に行うこと。

また、当該診断書提出命令の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者の認知機能検査又は法第108条の32の3第1項第3号イに掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）の結果、対象者から生活状況等に関する聴取を行った場合はその結果等を踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等の状況による影響を受けると考えられる診断書作成に要すると見込まれる期間及び診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を鑑みつつ決定すること。

また、当該臨時適性検査の期日については、試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることを踏まえ、その者に不当な不利益を与えることのないよう、できるだけ早い期日を指定するよう留意すること。

- (イ) 試験に合格した者が診断書提出命令等を受けたにもかかわらず当該診断書提出命令に応じない場合又は当該臨時適性検査を受けない場合には、当該診断書提出命令等を理由とする免許の保留の期間内に、再度、診断書提出命令等を行うこと（令第33条の2の2第1号）。

また、当該診断書提出命令等の期日についての留意事項は、(ア)のとおりである。

- (ウ) 仮免許試験に合格した者に対しては、診断書提出命令等を理由とした仮免許の拒否又は保留を行うことができない（法第90条第13項）ため、仮免許を与えなければならないことに留意すること。

また、その者が診断書提出命令等を受け、仮免許を取得した後に、当該診断書提出命令に応じない場合又は当該臨時適性検査を受けない場合には、そのことを理由として仮免許の取消しの処分を行うことはできず（法第106条の2第2項参照）、再度、診断書提出命令等を行うこととなることに留意すること。

- (エ) 診断書提出命令等の通知は、検査規則に則って行うとともに、当該診断書提出命令に応じない場合又は当該臨時適性検査を受けない場合における処分等の可能性を明確に教示すること。

また、医師に向けた説明として、

i 法第102条第1項から第3項までの規定による診断書提出命令を行う場合には医師の皆様へ（様式第12号）

ii 認知症の疑いがある者について、法第102条第4項の規定による診断書提出命令を行う場合には医師の皆様へ（様式第13号）

を必要に応じて活用すること。

- (5) 免許を受けた者が臨時認知機能検査を受けない場合、診断書提出命令に応じない場合及び臨時適性検査を受けない場合における免許の取消し又は効力の停止に関する留意事項

ア 内容

臨時認知機能検査の通知を受けた者（免許(仮免許を除く。以下この(5)において同じ。)を受けた者に限る。)が当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の

5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでに当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（法第104条の2の3第1項前段の規定による免許の効力の停止（以下「暫定停止」という。）を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき）又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（暫定停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月となる日、診断書提出命令に係る期限の満了の日又は臨時適性検査の通知がなされた期日における住所地公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができることとされている。具体的には、臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けたにもかかわらず、当該検査を受けないこと又は当該命令に違反したことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受け、当該検査を受けないと認める場合又は当該命令に違反したと認める場合は免許を取り消し、それ以外の場合は、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することとされている。ただし、当該検査を受けないこと又は当該命令に応じないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととされている（法第104条の2の3第3項及び令第39条の2第2項）。

また、臨時認知機能検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでに当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、診断書提出命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月となる日、診断書提出命令に係る期限の満了の日又は臨時適性検査の通知がなされた期日における住所地公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができることとされている。具体的には、当該臨時適性検査の通知が仮免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出があった場合においてその申出に理由があると認められるときに行われたものである場合を除き、仮免許を取り消すこととされている。ただし、当該検査を受け

ないこと又は当該命令に応じないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととされている（法第106条の2第2項及び令第39条の3第2項）。

イ 臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）で当該認知機能検査等を受けないもの、当該命令に応じないもの又は当該適性検査を受けないものに対する免許の効力の停止の処分の基本量定の期間（令第39条の2第2項）

処分日から当該認知機能検査等、診断書提出命令又は適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（(4)イ(ウ)参照）

ウ 留意事項

(7) 免許を受けた者に対する臨時認知機能検査、診断書提出命令及び臨時適性検査については速やかに行うこと。

また、当該診断書提出命令の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者の認知機能検査等の結果、対象者から生活状況等に関する聴取を行った場合はその結果等を踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等の状況による影響を受けると考えられる診断書作成に要すると見込まれる期間及び診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を鑑みつつ決定すること。

(イ) 臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）がやむを得ない理由なく当該通知に係る認知機能検査等を受けない場合、当該命令に応じない場合又は当該適性検査を受けない場合は、速やかに免許の効力の停止を行うとともに、当該停止の期間内に、その者に対して、再度、臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を行うこと（令第39条の2第2項第2号参照）。

(ウ) やむを得ない理由なく認知機能検査等を受けないこと、診断書提出命令に応じないこと又は臨時適性検査を受けないことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受け、その者がやむを得ない理由なく当該通知に係る認知機能検査等を受けない場合、当該命令に応じない場合又は当該適性検査を受けない場合の免許の取消しは、速やかに行うこと（令第39条の2第2項第1号参照）。

(エ) 臨時認知機能検査の通知については府令、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知については検査規則に則って行うとともに、やむを得ない理由なく当該通知に係る認知機能検査等を受けない場合、診断書提出命令に応じない場合又は適性検査を受けない場合における処分の可能性を明確に教示すること。

(6) 暫定停止を行う場合の留意事項

ア 内容

公安委員会は、臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合において、当該適性検査を受けるべき者又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者が、交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して一定の病気にかかっている者等である疑いがあると認められるとき又は医師の診断に基づき一定の病気にかかっている者等である疑いがあると認められるときは、3月を超

えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができることとされている（法第104条の2の3第1項及び令第39条の2第1項）。

イ 基本量定の期間

臨時適性検査又は診断書提出命令（以下この(6)において「臨時適性検査等」という。）の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間（(4)イ(ウ)参照）。

ウ 処分執行等の方法

暫定停止の執行については、府令別記様式第19の3の3を用いること。

また、法第104条の2の3第1項後段の規定による処分の解除（以下「処分解除」という。）をするときには、運転免許の効力停止処分解除通知書（検査規則別記様式第12号）により行うこと。

エ 留意事項

(ア) 交通事故の範囲及び認知時の措置

暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）である。対象事故の発生を認知し、当該事故の状況から判断して、その者が一定の病気等に該当する疑いがあると認めた所属長は、速やかに、運転免許課長に臨時適性検査該当者発見報告書により報告すること。

(イ) 暫定停止対象者が他の公安委員会の管轄内に住所がある場合の措置

運転免許課長は、速やかに暫定停止対象者の住所地公安委員会に臨適検討対象者通報書（様式第11号）により通報すること。

(ウ) 医師の診断に基づき臨時適性検査等に係る暫定停止を行う場合（法第104条の2の3第1項及び令第39条の2第1項）

次の場合は、暫定停止を行うこと。

- ・ 医師が、その診察結果を公安委員会に届け出たことを端緒に臨時適性検査等を行う場合。
- ・ 公安委員会において、一定の病気等にかかっている疑いがある免許保有者について、その主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査等を行う場合。

(エ) 処分執行の時期と執行場所

暫定停止の処分執行については、法第102条第6項の規定により臨時適性検査の通知を行う機会又は同条第1項から第4項までの規定により診断書提出命令を行う機会に行うこと。

また、法第102条第4項の規定による臨時適性検査の実施について意思決定した後、専門医等の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該臨時適性検査の通知に先立って暫定停止の処分執行を行うことができることとする。

なお、この場合、可及的速やかに指定日を決定し、臨時適性検査の通知を行うこと。

処分執行の場所については、処分を受ける者の最寄りの警察署とすることができる。

(オ) 弁明の機会の付与

暫定停止による処分は、事後的に弁明の機会を付与することとなるが、その手続は、弁明通知書（検査規則別記様式第13号）を交付して行うこと。

オ 受検等拒否に係る留意事項

(ア) 手続上の留意事項

臨時適性検査の受検又は診断書提出の拒否（以下「臨時適性検査等に係る受検等拒否」という。）については、免許の効力の停止及び取消しの処分の対象となるところ、暫定停止処分中の臨時適性検査等に係る受検等拒否については、法第104条の2の3第3項の規定による免許の効力の停止及び取消しの処分を行うことはできない。また、臨時適性検査等に係る受検等拒否を理由に暫定停止処分の解除を行うこともできない。

したがって、暫定停止処分中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査等に係る受検等拒否をした場合は、暫定停止処分の期間の満了をもって、法第104条の2の3第3項の規定による免許の効力の停止の処分（以下「本停止」という。）を行うこととなる。

(イ) 本停止に係る臨時適性検査等の再通知等

本停止は、暫定停止処分の期間の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、法第102条第1項から第4項までの規定による診断書提出命令又は同条第6項の規定による臨時適性検査の通知を行うこと。

(ウ) 本停止の基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間（(4)イ(ウ)参照）。

また、本停止期間中に診断書提出命令に応じた場合又は臨時適性検査を受検した場合には、本停止を解除しなければならないことに留意すること（法第104条の2の3第4項）。

(7) 適性検査の受検等命令に違反した者に対する免許の拒否又は取消し等に関する留意事項

ア 内容

公安委員会は、一定の病気等にかかっていること等を理由として免許の保留又は効力の停止を行う場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに所定の医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができることとされている（法第90条第8項及び法第103条第6項）。

そして、公安委員会は、上記の命令に違反した者について免許の拒否又は取消し等を行うことができることとされており、具体的には、上記の命令に違反したことを理由として免許の保留又は効力の停止を受けた者が重ねて命令に違反した場合は、命令に違反したことについてやむを得ない理由がある場合を除き、免許の拒否又は取消しをすることができ、それ以外の場合は、免許の保留又は効力の停止をすることができることとされている（法第90条第1項第3号、法第103条第1項第4号、令第33条第2項及び令第38条第4項）。

イ 適性検査の受検命令又は診断書提出命令を行う場合の判断基準

適性検査の受検等命令については、所定の主治医（認知症であることが判明したことにより免許の保留又は効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医。以下このイにおいて同じ。）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令書（検査規則別記様式第4号、第5号の3又は第5号の4）により診断書の提出命令を行うこと。

それ以外の場合（主治医がない場合、所定の主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等）においては適性検査受験命令書（検査規則別記様式第3号）により適性検査の受検命令を行うこと。

ウ 適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間（令第33条第2項第2号及び令第38条第4項第2号）

処分日から当該適性検査の結果（診断書の提出の場合にあつては診断書の結果）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（（4）イ（ウ）参照）

エ 留意事項

- (ア) 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反した場合には、速やかに、免許の保留又は効力の停止を行うとともに、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。
 - (イ) 免許の保留を受けた者が適性検査の受検等命令に違反したことを理由として免許の保留及び再度の適性検査の受検等命令を行う場合には、試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることを踏まえ、できるだけ早い期日を設定するよう留意すること。
 - (ウ) 再度の適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず、やむを得ない理由なく当該命令に違反したことを理由として免許の拒否又は取消しの処分を行う場合は、速やかに行うこと。
 - (エ) 適性検査の受検等命令については、適性検査受験命令書又は診断書提出命令書により行い、命令に際しては、命令に違反した場合における処分の可能性を明確に教示すること。
- (8) 認知機能検査等を受けない場合、臨時適性検査等を受けない場合又は適性検査の受検等命令に違反した場合におけるやむを得ない理由
- 法第104条の2の3第3項、法第106条の2第2項、令第33条第2項第1号、令第33条の2の2第1号及び令第38条第4項第1号に規定する「やむを得ない理由」については、次のものが考えられる。

ア 災害

イ 病気にかかり、又は負傷したこと。

ウ 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

エ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(9) 専門医との連携

法第102条第1項から第4項までに規定する適性検査並びに法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査については、専門医の診断により行うこととされていることから、当該専門医との間で、別添「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」を踏まえ、手続について事前に十分な打合せを行うこと。

また、当該適性検査を行う場合には、その通知又は命令に先んじて当該適性検査の期日を速やかに決定することが必要であるので、専門医との緊密な連携を図ること。

(10) 他部門との連携

一定の病気等に係る免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由がある者等を早期に発見し適切な対応を図るため、以下の留意事項を踏まえ、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る各部門間の連携について、特段の配慮をすること。

ア 法第102条第4項に規定する臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となり得る者（以下「臨適等検討対象者」という。）を発見した所属の措置

交通事故発生時や交通違反取締り時はもとより、警察活動を通じて、免許を受けている者で臨適等検討対象者であるものを発見した所属長は、その者の人定事項及び臨適検討対象者と認める理由について、速やかに、運転免許課長に臨時適性検査該当者発見報告書により通報すること。

イ アの通報を受けた運転免許課長の措置

(ア) 当該臨適検討対象者の住所が管轄区域内にある場合には、必要により臨時適性検査又は診断書提出命令を行うとともに、その結果等に応じ、速やかに、免許の取消し等必要な措置をとること。

(イ) 当該臨適検討対象者の住所が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合には、アの通報内容について、臨適検討対象者通報書により、当該都道府県警察に確実に通報すること。

(11) 一定期間後に行う臨時適性検査又は診断書提出命令

現時点では、免許の取消し等の事由に該当するとは認められないが、病状の進行等により一定期間後には、免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由があると認められる者に対しては、当該期間の経過後に法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこと。

なお、当該適性検査又は診断書提出命令を行う前に当該者から診断書が提出されること等により、公安委員会が当該者に対して免許の継続を認めるか、あるいは免許の取消し等を行うか等の判断ができる場合には、当該適性検査又は診断書提出命令を行う必要はないことに留意すること。

第4 自動車教習所に対する指導に関する留意事項

1 自動車教習所に対する指導

自動車教習所に対しては、制度内容等を周知徹底するとともに、プライバシーの保護に十分注意した対応を行うよう指導すること。

また、自動車教習所に入所しようとする者に対しては、法第90条第1項第1号から第2号に該当する者については免許の拒否等の対象となること、免許の申請時における病気等の症状に関する質問等について説明させるとともに、本人において拒否等の対象となる可能性があると考えられる場合には、事前に相談窓口の利用を

促すよう指導すること。

2 仮免許申請に係る対応

(1) 指定自動車教習所における対応

仮免許申請に係る事務の委託先である指定自動車教習所に仮免許申請が行われる場合には、申請者に対し、質問票に虚偽の記載をして提出したときには罰則が適用されることを理解させた上で、正しく申告するよう指導すること。

また、当該指定自動車教習所の職員等には守秘義務が課せられることとなるが、申請者に対する一層のプライバシー保護を期すため、記入済の質問票は、必要最小限の職員によって取りまとめ、封緘すること。この際、当該教習所の職員は、口頭により質問票の各項目について記載漏れがないか確認し、誤記等による訂正の申し出があった場合は、新たに質問票を交付し、誤記に係る質問票はその旨を明記し、他の質問票とともに封緘すること。

なお、質問票の回答内容によっては公安委員会より当該者に別途連絡することがある旨申し添えさせること。

(2) 運転免許課長の対応

運転免許課長は、指定自動車教習所から提出を受けた質問票回答欄の「はい」にチェックがある場合には、当該申請者に対して、速やかに、個別聴取を行うこと。

特に、仮免許申請書の受理の委託を受けた指定自動車教習所から警察署長に提出された質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときには、警察署長においては運転免許課長に迅速に連絡するとともに、できる限り申請に係る仮免許証の交付の前に個別聴取を行うこと。また、このような対応が迅速かつ適切に行われるよう運転免許課長と警察署長との間で密接な連絡を図ること。

(3) 仮免許の適性試験の委託等

指定自動車教習所に対し、仮運転免許の学科試験の実施に併せて適性試験の実施についても委託する場合には、適性試験の実施が含まれていることが明記された委託契約を結ぶとともに、適性試験の実施結果については、指定自動車教習所から運転免許課長又は管轄警察署長に提出させ、その合否の判定を適切に行うこと。

第5 広報啓発活動

免許制度を始め適性相談窓口等を周知するため、青森県警察本部のホームページ、免許申請等窓口、自動車教習所等を通じての広報啓発活動を積極的に推進すること。

一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準

1 統合失調症（令第33条の2の3第1項関係）

- (1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれがある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。
- (2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
 - ③ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。
- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - (4) 上記(1)の場合であって、かつ今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査を行うこととする。

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

- (1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。
 - ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるお

それがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

(2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許(準中型免許(5t限定)を除く。)、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消^{しょうじょう}しの制度の活用を奨励することとする。

3 再発性の失神(令第33条の2の3第2項第2号関係)

(1) 反射性(神経調節性)失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月

以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に 6 月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後 6 月を経過しており、過去 3 月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後 6 月を経過していないが、植え込み後 7 日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には 6 月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に 6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に 6 月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（ア）又は（イ）による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には以下のとおりとする。

- a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体又はリード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
- b 医師が「7日以内に上記 a に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。
保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
 - ③ その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。
- c その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。
- (エ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（上記(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合）には、6月後に臨時適性検査等を行う。
- (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を^{しょうよう}懲憑することとする。
また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。
- イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。
- (ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。
- a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。
 - (a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - (b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転

を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記a(d)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査等を行うこととする。

(イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

a 医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」(以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。)とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

(a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否又

は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする。

(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合(上記cに該当)については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断することが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) bに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査

査等を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、 x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間（ x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間、にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」

旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合
- b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合
- c 医師が「(意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の

内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) c の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)

ア 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとは言えない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そう鬱病(令第33条の2の3第3項第1号関係)

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害(令第33条の2の3第3項第2号関係)

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生ずるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重

度の眠気が生ずるおそれがある見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生ずるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生ずるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に「重度の眠気が生ずるおそれがない見込みがある」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ 「6月以内に重度の眠気が生ずるおそれがない見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等を行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1 統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏

まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

a 医師が「6月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする。

(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等は行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等は行わない。

(エ) 「今後、x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合(上記イ(ウ)に該当)については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症(法第90条第1項第1号の2及び第103条第1項第1号の2関係)

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症(ピック病)及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症(甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等)

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて6月より短

期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的に「認知症について回復した」旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にその旨の診断を行うことができる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月以内の保留又は停止とする。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合
医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。(ただし、長期の場合は最長でも1年とする。)

10 アルコールの中毒者（法90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）

- (1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

- ① 断酒を継続している。
- ② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。
- ③ 再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断できると見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。

- ② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断できると見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
- なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

病状調査表 (てんかん)

実施年月日	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分			
実施場所	担当者	署 (課) 係		
	氏名	階級 氏名		
対象者	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)		
	住所	(Tel)		
	職業	勤務先	(Tel)	

病状調査事項

病名				
発症時期	年 月 日 時 頃 (年又は 歳頃)			
何をしているとき発症しましたか				
どんな症状でしたか	意識消失・全身けいれん・意識朦朧・麻痺 (腕、右・左) 顔面麻痺・めまい・睡眠時のけいれん (金縛り) その他 ()			
どこの病院に行きましたか	病院 科 ・ 行かない			
検査しましたか	はい ・ いいえ MRI 検査 異常なし 異常あり () 脳波検査 異常なし 異常あり () 棘波の出ている部位			
最後の意識消失発作年月日	年 月 日 何をしている時 どんな症状 意識消失・その他 () 病院に行ったか 行った 行かない 医師に話したか 話した 話さない			
現在の通院病院等	病院 科 (主治医)			
通院回数	月に1回 週に1回 その他 ()			
服用薬の種類	服用 朝 錠・昼 錠・夕 錠・就寝前 錠 薬種			
発症時から今までの発作回数	幼児期 回・小学校時 回・中学校時 回 年 月 日頃 時間 状態 年 月 日頃 時間 状態 年 月 日頃 時間 状態 年 月 日頃 時間 状態 年 月 日頃 時間 状態			
今までの検査の経緯 (3年以内)	年 月 日脳波検査 異常なし 異常あり 年 月 日脳波検査 異常なし 異常あり 年 月 日脳波検査 異常なし 異常あり			
運転に関する医師の意見	・運転を控えるよう指示を受けている。(理由) ・運転しても大丈夫との指示を受けている。 ・運転に関しては何も聞いていない。			
その他参考事項				

病状調査表（精神障害）

実施年月日	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分			
実施場所		担当者	署（課）	
		氏名	係	
対象者	氏名			生年月日
	住所			
	職業	勤務先		

病 状 調 査 事 項

病名			
発症時期	年 月 日	時頃	（年又は歳頃）
発症時の主な原因	・不明		
主な症状	幻覚（何が見えたか） 幻聴（何が聞こえたか） 妄想（監視、追いかけられる） 不眠、怠惰、常同、閉じこもり、自殺企図、不安 パニック（息苦しい。意識消失） その他（ ）		
初診病院	病院	科	担当医（ ） ・なし
入院歴	年 月 日～	年 月 日	病院
	年 月 日～	年 月 日	病院
	年 月 日～	年 月 日	病院
	年 月 日～	年 月 日	病院
通院歴	年 月 日～	年 月 日	病院
	年 月 日～	年 月 日	病院
	年 月 日～	年 月 日	病院
現在の通院病院等	病院	科（主治医）	
通院回数	月に1回	週に1回	その他（ ）
服用薬の種類	薬種 別紙 お薬手帳のとおり 服用 朝 錠・昼 錠・夕 錠・就寝前 錠		
現在の症状	・残遺症状なし ・残遺症状あり（具体的症状）		
運転に関する医師の意見	・運転を控えるよう指示を受けている。（理由） ・運転しても大丈夫との指示を受けている。 ・運転に関しては何も聞いていない。		
家族状況	・同居の家族・親族なし ・夫 氏名 年齢 職業 なし ・妻 氏名 年齢 職業 なし ・父親 氏名 年齢 職業 なし ・母親 氏名 年齢 職業 なし ・子供 氏名 年齢 職業 なし		
車の所持の有無	有り なし		
その他参考事項			

病状調査表（脳卒中）

実施年月日	年 月 日 (曜日)			時 分 ~	時 分
実施場所		担当者 氏 名	署 (課)		係
			階級	氏名	
対象者	氏 名			生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	(TEL)			
	職 業	勤務先	(TEL)		

病 状 調 査 事 項

病 名		
発症時期	年 月 日 時 頃 (年又は 歳頃)	
何をしているとき発症しましたか		
どんな症状でしたか	意識消失・片麻痺 (右・左)・言語障害・頭痛・めまい その他 ()	
どこの病院に行きましたか		
手術しましたか	はい ・ いいえ	
入院しましたか	はい ・ いいえ 担当医	
入院期間は	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
脳卒中の回数は	・ 初めて ・ 2回目 ・ 3回以上	
けいれん発作は	・ ない ・ ある (いつ頃 年 月 日)	
現在通院中ですか	はい ・ いいえ 担当医	
通院期間は	年 月 ~ 現在まで (病院) 年 月 日 ~ 年 月 日 (病院) 年 月 日 ~ 年 月 日 (病院)	
通院回数	月に1回 週間に1回 その他 ()	
現在飲んでいる薬の種類	・ 抗血液凝固剤・抗けいれん剤・抗降圧剤・抗高脂血症薬 ・ その他 ()・不明 ・薬を飲んでいない	
現在の症状	手	・ 握れない・開かない (右・左・両手)・異常なし
	腕	・ 上がらない・回せない (右・左・両腕)・異常なし
	足	・ 踏力がない (右・左・両足)
		・ 曲がらない・足首 (右・左・両足)・膝 (右・左・両足)
		・ 杖歩行・装具着用 ・異常なし
	言葉	・ もつれあり・聞き取れない
	痴呆状態	・ あり・なし
	見当識障害 (日時・場所がわからない等)	・ あり ・ なし
視野・複視の異常	・ あり・なし	
血圧・コレステロール等	正常・異常・血圧 (上 下)	
MR I ・ CT検査	最終検査年月日 年 月 日 (病院) 異常の有無 ・ あり ・ なし	
脳卒中以外の病気	・ あり (病名) ・ なし 通院病院 病院 科	
運転に関する医師の意見	・ 運転を控えるよう指示を受けている。(理由) ・ 運転しても大丈夫との指示を受けている。 ・ 運転に関しては何も聞いていない。	
その他参考事項		

病状調査表（不整脈）

実施年月日	年 月 日（曜日）			時 分	～	時 分
実施場所		担当者	署（課）		係	
		氏名	階級		氏名	
対象者	氏名			生年月日	年 月 日（歳）	
	住所			(Tel)		
	職業		勤務先	(Tel)		

病 状 調 査 事 項

病名						
発症時期	年 月 日		時 頃		（年又は歳頃）	
主な症状	<ul style="list-style-type: none"> ・意識消失・動悸・頻脈・胸の苦しさ ・健康診断で発覚（心電図の異常） ・その他（) 					
初診病院	病院		科 担当医（)		・なし	
入院歴	年 月 日～		年 月 日		病院	
	年 月 日～		年 月 日		病院	
通院歴	年 月 日～		年 月 日		病院	
	年 月 日～		年 月 日		病院	
現在の通院病院等	病院		科		（主治医)	
通院回数	月に1回		週に1回		その他（)	
服用薬の種類	薬種 服用 朝 錠・昼 錠・夕 錠・就寝前 錠					
現在の病状	<ul style="list-style-type: none"> ・初診後意識消失はない。 ・初診後意識消失あり（年 月 日） ・その他（) 					
運転に関しての医師の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・運転を控えるよう指示を受けている（理由) ・運転しても大丈夫との指示を受けている。 ・運転に関しては何も聞いていない。 					
ペースメーカー又は除細動器の植込みの有無	ペースメーカーを植え込んでいる。 除細動器を植え込んでいる。 機器の植え込みはない。					
機器植込み時期（交換年月日）	年 月 日		手術病院		（交換年月日 年 月 日)	
機器埋込み後の意識消失の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・意識消失はない。 ・意識消失あり。（原因) 					
その他参考事項						

病状調査表（無自覚性の低血糖症）

実施年月日	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分			
実施場所	担当者		署 (課) 係	
	氏名		階級 氏名	
対象者	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)		
	住所	(Tel)		
	職業	勤務先	(Tel)	

病状調査事項

病名	・ I 型糖尿病		・ II 型糖尿病	
発症時期	年 月 日 時 頃 (年又は 歳頃)			
主な症状	<ul style="list-style-type: none"> ・意識消失・発汗・振戦（震え）・熱感・動悸・頻脈・知覚異常 ・虚脱・倦怠感・集中困難・錯乱・虚脱倦怠感・眠気・めまい ・発語困難・視力障害（ぼやっとする）・複視 ・その他 () ・健康診断で発覚 			
初診病院	病院 科 担当医 () ・なし			
入院歴	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
通院歴	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
現在の通院病院等	病院 科 (主治医)			
通院回数	月に1回 週に1回 その他 ()			
経口薬・インスリンの使用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・経口血糖降下剤の種類 () 服用 朝 錠・昼 錠・夕 錠・就寝前 錠 ・インスリン注射施用 1回の施用単位 (単位) 1日の施用回数 (・朝 ・昼 ・夜 ・就寝前) ・薬は服用していない 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・初診後意識消失はない。 ・初診後意識消失あり。 			
	年 月 日 時頃、状態		病院	
	年 月 日 時頃、状態		病院	
	年 月 日 時頃、状態		病院	
	年 月 日 時頃、状態		病院	
上記意識消失時の前兆の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆がないまま意識を失った。 ・前兆がある時とない時があった。 ・全て前兆があった。(具体的前兆) 			
普段の血糖管理はどのようにしていますか	現在の血糖値 空腹時 食後)			
低血糖に陥った時、どのようにしていますか				
運転に関しての医師の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・運転を控えるよう指示を受けている。(理由) ・運転しても大丈夫との指示を受けている。 ・運転に関しては何も聞いていない。 			
その他参考事項				

病状調査表（共通）

実施年月日	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分			
実施場所	担当者		署 (課) 係	
	氏名		階級 氏名	
対象者	氏名	生年月日		年 月 日 (歳)
	住所	(Tel)		
	職業	勤務先	(Tel)	

病状調査事項

病名				
発症時期	年 月 日 時頃 (年又は 歳頃)			
主な症状	<ul style="list-style-type: none"> ・意識消失・動悸・胸の苦しさ・めまい・腹痛・頭痛 ・頭痛・高熱・平行感覚の異常・背痛・骨痛 ・運動障害 () ・視力障害 () ・その他 () 			
初診病院	病院 科 担当医 () ・なし			
入院歴	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
通院歴	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
	年 月 日 ~ 年 月 日		病院	
現在の通院病院等	病院 科 (主治医)			
通院回数	月に1回		週に1回 その他 ()	
服用薬の種類	薬種 服用 朝 錠・昼 錠・夕 錠・就寝前 錠			
現在の病状				
運転に関する医師の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・運転を控えるよう指示を受けている (理由) ・運転しても大丈夫との指示を受けている。 ・運転に関しては何も聞いていない。 			
他の病気の有無と病名	<ul style="list-style-type: none"> ・有り (病名) ・無し 			
その他参考事項				

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)

てんかん

<p>1 氏 名 男 ・ 女</p> <p>生年月日 年 月 日 (歳)</p> <p>住 所</p>
<p>2 医学的判断</p> <p><input type="radio"/> 病 名</p> <p><input type="radio"/> 総合所見(最終発作年月日、現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況等)</p>
<p>3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見</p> <p>ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、今後も発作が起こるおそれがないと認められる。</p> <p>イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後 年程度であれば発作が起こるおそれがないと認められる。</p> <p>ウ 1年以内の経過観察の後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。</p> <p>エ 2年間の経過観察の後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。</p> <p>オ 6月以内に上記、ア・イ・ウ・エのいずれかになることが見込まれる。</p> <p>カ 6月より短期間(ヵ月)で上記ア・イ・ウ・エのいずれかになることが見込まれる。</p> <p>キ 過去2年以内に発作を起こした。(最終発作 年 月 日)</p> <p>ク 今後発作を起こすおそれがある。</p>
<p>4 その他特記すべき事項</p>

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)
精神保健学

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病 名	
<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (運動能力及び改善の見込み) についての意見	
ア 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠くこととなるおそれのある病状を呈していない。	
イ 自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。	
イ - 1 それは、過去 6 月以内に特殊な事情があったためであり、 今後 6 月 (月) 以内にアの判断ができる見込みがある。	
4 その他特記すべき事項	
(「2」「4」の記載法、「3」の評価法については、日本精神神経学会等関係学会のガイドラインを参照のこと)	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)
脳卒中

1	氏 名	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日	(歳)
	住 所		
<p>2 医学的診断</p> <p><input type="checkbox"/> 病 名</p> <p><input type="checkbox"/> 総合所見（発症年月日、現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）</p> <p><input type="checkbox"/> 運転を控えるべき指導理由 ア 発作のおそれがある。 イ 手術直後のため。 ウ 薬の作用による エ その他（)</p>			
<p>3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見</p> <p>ア 発作により、次の障害のいずれかが繰り返し生じている。 意識障害、見当識障害、判断障害、注意障害等・運動障害・視覚障害（視力、視野障害等）・その他の障害（)</p> <p>イ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきである。</p> <p>ウ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「発作等の観点から運転を控えるべき」と言えるが、6月（ 月）以内に「運転を控えるべきとは言えない」と診断できることが見込まれる。</p> <p>エ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えず、今後（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。</p> <p>オ 回復して脳梗塞等にかかっているとは言えない。</p> <p>カ 脳卒中等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。</p>			
<p>4 その他特記すべき事項</p> 			

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)
睡眠障害

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病 名	
<input type="radio"/> 総合所見（現在症、重症度、治療状況等）	
3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見	
ア 現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6 カ月以内に重度の眠気が生ずるおそれなくなる見込みがない。	
イ 現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6 カ月（ 月）以内に重度の眠気が生ずるおそれなくなる見込みがある。	
ウ 現在、睡眠障害であり、眠気が生じるおそれがあるが、軽度や中等度に限られる。	
エ 現在、睡眠障害でない。	
4 その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診

断

書

(青森県公安委員会提出用)

再発性の失神・反射性(神経調節性)失神関係

1 氏名	男・女
生年月日	年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病名	
<input type="radio"/> 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)	
3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見	
過去5年以内に反射性(神経調節性)失神で意識を失ったことがあるが	
(1) 発作のおそれの観点から「運転を控えるべき」とはいえない。(A)	
(2) 6月以内[若しくは6月より短期間(ヶ月間)]に「(A)」と診断できることが見込まれる。	
(3) 上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない。	
4 その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)

再発性の失神・不整脈を原因とする失神 (植込み型除細動器を植え込んでいる場合)

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病 名	
<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防 (植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植込み) 目的の場合	
ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 植え込み後7日を経過していないが、____日以内にアと診断できることが見込まれる。	
(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合	
ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。	
ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内 (ヶ月以内) にアと診断できることが見込まれる。	
オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6ヶ月以内 (ヶ月以内) にイと診断できることが見込まれる。	
カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内 (ヶ月以内) にウと診断できることが見込まれる。	
キ 上記アからカのいずれにも該当しない。	

(3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合

ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、_____ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。

エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内（_____ヶ月間）にアと診断できることが見込まれる。

オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内（_____ヶ月）にイと診断できることが見込まれる。

カ 上記アからオのいずれにも該当しない。

(4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内（_____日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医 として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書 (青森県公安委員会提出用)

再発性の失神・不整脈を原因とする失神
(ペースメーカー植え込み後に不整脈により意識を消失した者である場合)

1	氏 名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	
2 医学的判断 <input type="radio"/> 病 名 <input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療状況等)		
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見 ア 植え込み後に意識を失ったのは、() が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。 イ 植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植え込み後に意識を失ったのは、() が原因であるが、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後____年程度であれば、発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。 エ 植え込み後に意識を失ったのは、() が原因であるが、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。 オ 6月以内に前記ア、又はイになることが見込まれる。 カ 6月より短期間 (月) で前記ア、又はイになることが見込まれる。 キ 前記ア～カのいずれにも該当せず、運転を控えるべきである。		
4 その他特記すべき事項		

専門医・主治医 として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)

糖尿病(無自覚性の低血糖(薬剤性低血糖パターン)関係)

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	
2	医学的判断	
	○ 病 名	
	○ 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)	
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 過去1年以内の意識消失がある場合であり	
	ア 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が自覚できる状態で起きている。(A)	
	イ 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管理ができる状態で起きている。(B)	
	ウ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が自覚できる状態で起きている。(C)	
	エ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管理ができる状態で起きている。(D)	
	オ (意識消失時には運転を控えるべき状況にあったが)その後の治療により、現時点では前兆を自覚できており、又は血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。(E)	
	カ 「(E)」とはいえないが、6月以内に上記オ(E)と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失1年以上が経過する場合)	
	キ 「(E)」とはいえないが、6月より短期間(カ月)で上記オ(E)と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失1年以上が経過する場合)	
	ク 「(E)」とはいえないが、6月以内に上記オ(E)と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失1年以上が経過しない場合)	
	ケ 「(E)」とはいえないが、6月より短期間(カ月)で上記オ(E)と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失1年以上が経過しない場合)	
	コ 上記アからケのいずれにも該当しない。	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)
糖尿病

(その他の低血糖(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)関係)

1	氏 名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	
2	医学的判断	
	<input type="radio"/> 病 名	
	<input type="radio"/> 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)	
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見	
	ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	イ 今後()年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	ウ 「(今後()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえないが、6月以内に「今後()年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
	エ 「(今後()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえないが、6月より短期間(カ月)で「(今後()年程度であれば、)発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
	オ 上記アからエのいずれにも該当しない。	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書

(青森県公安委員会提出用)
神経起因性失神等

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病 名	
<input type="radio"/> 総合所見 (発症年月、意識消失の有無、意識消失年月日、現症状、治療状況、今後発作時における意識消失のおそれの有無等)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
過去に神経起因性失神で意識を失ったことがあるが、	
ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきであるが、6月 (月) 以内に「運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
ウ 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。	
4 その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診 断 書 (青森県公安委員会提出用)
その他

1	氏 名	男	・	女	
	生年月日	年	月	日	(歳)
	住 所				
2	医学的判断				
	<input type="radio"/> 病 名				
	<input type="radio"/> 総合所見 (発症年月、現在症、治療状況)				
3	安全な運転に関する現時点での病状についての意見				
	ア 意識消失のおそれの観点から運転を控えるべきである。				
	イ 自動車の安全な運転に必要な能力を欠いているため運転は控えるべきである。				
	ウ 現病状からは「運転を控えるべき」といえるが、6ヵ月 (ヵ月) 以内に「運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。				
	エ 現病状からは「運転を控えるべきとはいえない」と認められる。				
	オ 病気とはいえない。				
4	その他特記すべき事項				

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

様式第6号

届 出 受 理 書

年 月 日

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長 殿

所属
官職
氏名

道路交通法第101条の6第1項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分
受 理 者	所属 課・署 官職 氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()
届 出 医 師	住 所
	氏 名
	医療機関名 電話 ()
	確認方法 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()
患 者	住 所
	氏 名 男 ・ 女
	生年月日 年 月 日 (歳)
受理内容 (・ 病名) (・ 症状)	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
措 置 状 況	

様式第7号

要 求 受 理 書

年 月 日

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長 殿

所属
官職
氏名

道路交通法第101条の6第2項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
受 理 者	所属	課・署 官職	氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()		
要 求 医 師	住 所		
	氏 名		
	医療機関名	電話 ()	
	確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
患 者	住 所		
	氏 名	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)	
受 理 内 容	----- ----- -----		
運 転 免 許 保 有 状 況	対象者に係る運転免許は、 年 月 日現在、 <input type="checkbox"/> 保有している。(種別 有効) <input type="checkbox"/> 保有していない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは不明である。		

臨時適性検査実施伺書

臨時適性検査第 号

運転免許 課長	運転免許 調査官	交通 聴聞官	補佐	起案 年 月 日
				起案者 階級 氏名
対象者氏名	住所 職業 氏名 年 月 日 生 (歳)			
実施の理由	病名 道路交通法第 条第 項第 号 に該当 道路交通法施行令第 条の に該当			
検査の月日 及び場所	年 月 日 () 午 時 分 病院名 医師名			
検査の必要性				

青警本運免第 号
年 月 日

殿

青森県警察本部
交通部運転免許課長

臨時適性検査実施依頼書

みだしのことについて、道路交通法第102条第 項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施願いたく、依頼いたします。

1 検査の日時	年 月 日 () 午 時 分
2 検査病院 (科)	
3 検査医師	
4 受 検 者	住所 職業 氏名 年 月 日生(歳) 自宅電話
5 検査理由	
6 診断内容	検査結果が出ましたら、次の内容の診断書の送付をお願いします。 (1) 病名 (2) 現在の病状等所見 (3) 所見に対する意見 (4) その他特記すべき事項
7 費用の請求先等	
8 担当者名	

臨時適性検査実施結果報告書

臨時適性検査第 号

運転免許課長	交通 聴聞官	運転免許 調査官	補佐	起案 年 月 日
				起案者 階級 氏名
対象者氏名	住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)			
検査の月日 及び場所	年 月 日 () 午 時分 病院名 医師名			
診断書提出	年 月 日付けの診断書を受理			
該当症状、病名				
概要				
処理内容等				

様式第11号

臨 適 検 討 対 象 者 通 報 書

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○県警察本部担当課長 殿

○○県警察本部
担当課長 印

道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査の対象となり得る者を発見したので通報する。

住 所	
氏 名	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
端 緒	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

医 師 の 皆 様 へ

認知臨時適性検査(※)の結果、認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

青森県警察本部交通部運転免許課

(参照)

※ 認知機能検査等は、「手がかり再生」(16の記憶項目を再生することによる記憶力の検査)及び「時間の見当識」(自らがおかれている時を正しく認識しているかについての検査)からなる検査で、100点満点中36点未満を道路交通法等において「認知症のおそれがある」と定めています。

検査内容等は警察庁HPで公表しています。

青森県警察本部交通部運転免許課 係
住所 青森市大字三内字丸山198-4
電話 (017)782-0081 (内線)

医 師 の 皆 様 へ

認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

青森県警察本部交通部運転免許課

青森県警察本部交通部運転免許課 係
住所 青森市大字三内字丸山198-4
電話 (017) 782-0081 (内線)

「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」新旧対照表

新	旧
<p>一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について 運転免許の拒否又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。）に係る運転免許関係事務については、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」（平成29年8月24日付け青警本運免第463号）により留意事項を定め、運用しているところであるが、この度、<u>道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）により、一定の病気等に該当することとなったと疑う理由があるときの対応において、医師の診断書による対応が設けられたこと（改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第4項）等を踏まえ、一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について、所要の改正を行い、別紙のとおり定め、令和4年5月13日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。</u> なお、前記通達は、<u>令和4年5月13日</u>をもって廃止する。</p> <p>別紙 一定の病気等に係る運転免許関係事務の留意事項</p> <p>第1 用語の定義 1 「法」とは、道路交通法の一部を改正する法律（<u>令和2年法律第42号</u>）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。 2 「令」とは、道路交通法施行令の一部を改正する政令（<u>令和4年政令第16号</u>）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。 3 「府令」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（<u>令和4年内閣府令第7号</u>）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。 4 「検査規則」とは、運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月青森県公安委員会規則第2号）をいう。</p> <p>第2 <u>改正の趣旨</u> <u>運転免許を受けた者が、免許の取消し等の事由となる一定の病気等に該当する疑いがある場合の対応について、公安委員会は、臨時適性検査を行うことができるとされており、実務上は、かかりつけ医等の診断書を任意で提出すれば、臨時適性検査を改めて行うこととはしないとする運用により対応していたものであるが、改正法では、こうした運用実態に鑑み、迅速・効率的な行政処分のため、一定の病気等に該当する疑いがある者について、臨時適性検査のほか、診断書の提出を命ずることができることとしたものである。</u></p>	<p>一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について 運転免許の拒否又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。）に係る運転免許関係事務については、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」（平成29年3月3日付け青警本運免第1318号）により留意事項を定め、運用しているところであるが、この度、<u>てんかん及び再発性の失神のうち不整脈を原因とするものに係る免許の可否等の運用基準について、所要の改正を行い、別紙のとおり定め、平成29年9月1日</u>から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。 なお、前記通達は、<u>平成29年9月1日</u>をもって廃止する。</p> <p>別紙 一定の病気等に係る運転免許関係事務の留意事項</p> <p>第1 用語の定義 1 「法」とは、道路交通法の一部を改正する法律（<u>平成27年法律第40号</u>）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。 2 「令」とは、道路交通法施行令の一部を改正する政令（<u>平成28年政令第258号</u>）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。 3 「府令」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（<u>平成28年内閣府令第49号</u>）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。 4 「検査規則」とは、運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月青森県公安委員会規則第2号）をいう。</p> <p>第2 <u>基本的な考え方</u></p>

第3 運用上の留意事項

1 一定の病気にかかっていること等を理由とする免許の拒否又は取消し等

(1) 免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）の拒否又は取消し等

ア 内容

公安委員会は、試験に合格した者のうち、幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者等については、6月以内にこれらに該当しないこととなる見込みがある場合には6月を超えない範囲内において免許を保留することとし、その他の場合には免許を与えないこととされている（法第90条第1項第1号から第2号まで及び令第33条第1項）。

一方、免許を受けた者が、上記の病気にかかっている者等であることが判明したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）は、6月以内にこれらに該当しないこととなる見込みがある場合には6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止し、その他の場合には免許を取り消すこととされている（法第103条第1項第1号、第1号の2及び第3号並びに令第38条第1項及び第3項）。

また、免許を受けた者が、目が見えないこと、体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない身体の障害、四肢の全部を失った身体の障害若しくは四肢の用を全廃した身体の障害又はその他自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる身体の障害（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）が生じている者であることが判明したときは、その者の住所地公安委員会は、その他自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる身体の障害（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）が生じているが、法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、6月以内に当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなる見込みがある場合には、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止し、その他の場合には免許を取り消すこととされている（法第103条第1項第2号及び令第38条第2項）。

イ 具体的な運用基準

主な病気ごとの具体的な運用基準は、別添「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」のとおりであるので、これに準拠して適切な対応を行うこと。

ウ 留意事項

(7) 免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間

第3 運用上の留意事項

1 免許の拒否又は取消し等

(1) 免許（仮運転免許を除く。）の拒否又は取消し等

ア 内容

公安委員会は、試験に合格した者のうち、幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす病気として政令で定めるもの（以下「一定の病気等」という。）にかかっている者等については、6月以内に該当しないこととなる見込みがある場合には6月を超えない範囲内において免許を保留することとし、その他の場合には免許を与えないこととされている（法第90条第1項第1号から第2号まで及び令第33条第1項）。

一方、免許を受けた者が、一定の病気等にかかっている者等であることが判明したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）は、6月以内にこれらの事由に該当しないこととなる見込みがある場合には6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止し、その他の場合には免許を取り消すこととされている（法第103条第1項第1号、第1号の2及び第3号並びに令第38条第1項及び第3項）。

また、免許を受けた者が、目が見えないこと、体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない身体の障害、四肢の全部を失ったもの又は

四肢の用を全廃した身体の障害、その他自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる身体の障害（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）が生じている者であることが判明したときは、その者の住所地公安委員会は、その他自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる身体の障害（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）が生じているが、法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、6月以内に当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなる見込みがある場合には、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止し、その他の場合には免許を取り消すこととされている（法第103条第1項第2号及び令第38条第2項）。

イ 具体的な運用基準

主な病気ごとの具体的な運用基準は、別添「一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準」のとおりであるので、これに準拠して適切な対応を行うこと。

ウ 留意事項

(7 免許の拒否又は取消し等に関する留意事項)

(1) 処分の基本量定の期間

免許の保留又は効力の停止の処分を行う場合の基本量定の期間は、次のとおりとする。

i 一定の病気等にかかっていることを理由として行う免許の保留又は効力の停止の場合（令第33条第1項第2号並びに令第38条第1項第2号及び第3項第2号）

法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間

ii 一定の身体の障害が生じていることを理由として行う免許の効力の停止の場合（令第38条第2項第2号）

法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなるのに要すると見込まれる期間

(イ) 迅速かつ適確な対応

免許の拒否又は取消し等については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることを踏まえて、迅速かつ適確な対応を行うこと。

(ウ) 免許の再取得を念頭に置いた丁寧な対応

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合は、免許の再取得（4参照）の説明をした上で、免許の再取得の申請を行う場合は申請前に相談するよう教示するなど、丁寧な対応を行うこと。

(エ) 質問票等の虚偽記載の確認

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合、直近の質問票（法第89条第2項、第101条第4項又は第101条の2第2項に規定する質問票をいう。以下同じ。）又は報告書（法第101条の5の規定により提出された報告書をいう。以下同じ。）について虚偽記載の有無を確認し、所要の措置を講ずること。

なお、確認に当たっては、申請者が当該質問票又は報告書を記載する時点における症状の認識状況について聴取すること。

(オ) その他

身体の障害については、試験で判断することができることから、免許の拒否又は保留の対象となっていないことに留意すること。

(2) 仮免許の拒否又は取消し

ア 内容

公安委員会は、仮免許の試験に合格した者が幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそ

ア 一定の病気等にかかっていることを理由として行う免許の保留又は効力の停止の場合（令第33条第1項第2号並びに令第38条第1項第2号及び第3項第2号）

法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号から第3号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間

イ 一定の身体の障害が生じていることを理由として行う免許の効力の停止の場合（令第38条第2項第2号）

法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなるのに要すると見込まれる期間

(2) 免許の拒否又は取消し等を行う場合の留意事項

ア 迅速かつ適確な対応

免許の拒否又は取消し等については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることを踏まえて、迅速かつ適確な対応を行うこと。

イ 再取得を念頭に置いた丁寧な対応

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合、再取得の説明をした上で、免許申請前に免許の取得等について相談するよう教示するなど丁寧な対応を行うこと。

ウ 質問票等の虚偽記載の確認

一定の病気等に該当することを理由に免許の取消しを行う場合、直近の質問票等について虚偽記載の有無を確認し、所要の措置を講ずること。

なお、確認に当たっては、申請者が当該質問票等を記載する時点における症状の認識状況について聴取すること。

(1) 免許の拒否又は取消し等

(1) 免許（仮運転免許を除く。）の拒否又は取消し等

ウ 留意事項

身体の障害については、試験で判断することができることから、免許の拒否又は保留の対象となっていないことに留意すること。

(2) 仮運転免許の拒否又は取消し

ア 内容

公安委員会は、仮運転免許（以下「仮免許」という。）の試験に合格した者が幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの又はその他自動車等

れがある病気として政令で定めるものにかかっている者等に該当するときは、これらの病気にかかっている者に該当する場合において6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮免許を与えないこととされている（法第90条第13項及び令第33条の5の2）。

また、仮免許を受けた者が、上記の病気にかかっている者等であることが判明したときは、住所地公安委員会は、これらの病気にかかっている者に該当する場合において6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮免許を取り消すこととされている（法第106条の2第1項及び令第39条の3第1項第1号）。

イ 具体的な運用基準

(1)イに準じて適切な対応を行うこと。

ウ 留意事項

仮免許の保留又は効力の停止については、仮免許の有効期間が6月とされていることに鑑み、制度上設けられていないことに留意すること。

(3) 国際運転免許証等を所持する者に対する自動車等の運転禁止

ア 内容

国際運転免許証等を所持する者が、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの又はその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者等であることが判明したとき

（法第107条の4第3項の規定により、その者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じても、なお自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある場合に限る。）は、住所地公安委員会は、1年を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止することができることとされている（法第107条の5第1項及び令第40条第1項第1号）。

イ 具体的な運用基準

(1)イに準じて適切な対応を行うこと。

3 免許申請等（警察署において行われる場合を含む。）における質問票の交付等に関する留意事項

(1) 質問票の交付及び受付

法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項の規定による質問票（府令別記様式第12の2）の交付は、免許申請等において申請書を提出しようとする者（以下「申請者」という。）の全てに対して行うこと。

提出された質問票については、申請者に対し、記載漏れや誤記の有無を確認した後に受け付けること。この際、申請者が誤記等を理由に訂正を申し出た場合に

の安全な運転に支障を及ぼす病気として政令で定めるものにかかっている者等に該当するときは、これらの病気にかかっている者に該当する場合において6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮免許を与えないこととされている（法第90条第13項及び令第33条の5の2）。

また、仮免許を受けた者が、上記の病気にかかっている者等であることが判明したときは、住所地公安委員会は、これらの病気にかかっている者に該当する場合において6月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除き、仮免許を取り消すこととされている（法第106条の2第1項及び令第39条の3第1項第1号）。

イ 具体的な運用基準

(1)イに準じて適切な対応を行うこと。

ウ 留意事項

仮免許の保留又は効力の停止については、仮免許の有効期間が6月とされていることに鑑み、制度上設けられていないことに留意すること。

(3) 国際運転免許証及び国外運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）の自動車等の運転禁止

ア 内容

国際運転免許証等を所持する者が、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害若しくは運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの、その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす病気として政令で定めるものにかかっている者等であることが判明したとき

（法第107条の4第3項の規定により、その者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じても、なお自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある場合に限る。）は、住所地公安委員会は、1年を超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転することを禁止することとされている（法第107条の5第1項及び令第40条第1項第1号）。

イ 具体的な運用基準

(1)イに準じて適切な対応を行うこと。

3 免許申請等（警察署において行われる場合を含む。）における質問票の交付等に関する留意事項

(1) 質問票の交付及び受理

法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項に規定する質問票（府令別記様式第12の2、以下「質問票」という。）の交付は、免許申請等において申請書を提出しようとする者（以下「申請者」という。）の全てに対して行うこと。

提出された質問票については、申請者に対し、記載漏れや誤記の有無を確認した後に受理すること。この際、申請者が誤記等を理由に訂正を申し出た場合に

は、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させること。

なお、誤記等に係る質問票は、申請者の面前において、復元できない措置を講ずること。

また、記載漏れについては、申請者に是正を求め（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）、これに応じない場合には、以後の手続を打ち切ること。

(2) 免許申請等における記載場所の整備

免許申請書又は免許証更新申請書（以下「免許申請書等」という。）を記載する場所においては、申請者の手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設けるなど、プライバシーの保護に必要な措置を確実に講ずること。

(3) 免許申請等の窓口における対応

免許申請書等と質問票の提出については、申請者のプライバシーが害されることのないよう特段の配慮をすること。

特に、業務の一部を外部に委託する場合は、委託先の職員に対し指導を行うこと。

なお、指定自動車教習所において仮免許申請が行われる場合については、第4の2のとおり運用すること。

(4) 個別聴取の実施等

ア 質問票の回答による対応

質問票の提出を受けた場合において、当該質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときは、個別聴取を行い、その実施状況等を病状調査表に記録し、運転適性相談者名簿へ登載の上、プライバシー保護に留意し適切に保管すること。

なお、個別聴取に当たっては、

- ・ 申請者のプライバシー保護に十分配慮すること
- ・ 申請者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと
- ・ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないように、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をする事のないよう、適切な対応を行うこと

に配慮すること。

イ 個別聴取の実施場所の確保等

個別聴取については、プライバシー保護の観点から、申請窓口以外の場所にスペースを確保して行うとともに、当該場所が個別聴取の実施場所であることが外見上分からないように配慮すること。

また、申請者を個別聴取の実施場所に誘導するに当たっては、プライバシー保護の観点から、申請者が個別聴取を受ける者であることが分からないよう配慮した誘導方法をとること。

ウ 運転適性相談終了書の交付を受けた者に対する取扱い

質問票の提出を受け個別聴取を行う（ア参照）場合において、申請者がこれらの申請前1年（病状により6月）以内に適性相談を終了した者であるときは、適性相談終了後の病状の変化に重点を置いたより簡単な聴取による対応が可能

は、誤記に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させること。

なお、誤記に係る質問票は、申請者の面前において、復元できない措置を講ずること。

また、記載漏れについては、申請者に是正を求め（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）、これに応じない場合には、以後の免許手続を打ち切ること。

(2) 免許申請等における記載場所の整備

免許申請書又は免許証更新申請書（以下「免許申請書等」という。）を記載する場所については、申請者の手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設ける等プライバシーの保護に必要な措置を確実に講ずること。

(3) 免許申請等の窓口における対応

免許申請書等と質問票の提出については、申請者のプライバシーが害されることのないよう特段の配慮をすること。

なお、業務の一部を外部に委託する場合は、委託先の職員に対し、プライバシー保護に関する指導を行うこと。

また、指定自動車教習所において仮免許申請が行われる場合については、第4の2のとおり運用すること。

(4) 個別聴取の実施等

ア 質問票の回答による対応

質問票の提出を受けた場合に、当該質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときには、個別聴取を行い、その実施状況等を病状調査表に記録し、運転適性相談者名簿へ登載の上、プライバシー保護に留意し適切に保管すること。

なお、個別聴取に当たっては、

- ・ 申請者のプライバシー保護に十分配慮すること
- ・ 申請者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと
- ・ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないように、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をする事のないよう、適切な対応を行うこと

に配慮すること。

イ 個別聴取の実施場所の確保等

個別聴取については、プライバシー保護の観点から、申請窓口以外の場所にスペースを確保して行うとともに、当該実施場所が個別聴取の実施場所であることが外見上分からないように配慮すること。

また、申請者を個別聴取の実施場所に誘導するに当たっては、プライバシー保護の観点から、申請者が個別聴取を受ける者であることが他の者に分からないよう配慮すること。

ウ 運転適性相談終了書の交付を受けた者に対する取扱い

質問票の提出を受け個別聴取を行う場合において、申請者がこれらの申請前1年（病状により6月）以内に適性相談を終了した者である場合は、適性相談終了後の病状の変化に重点を置いたより簡単な聴取による対応が可能

であることに留意すること。

また、青森県公安委員会以外の公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）の運転適性相談終了書の交付を受けた者から免許申請等を受けた場合は、免許の取得等^等の可否の判断は住所地公安委員会が行うものであることに鑑み、青森県公安委員会において、再度、病気の症状等について聴取を行った上で免許の取得等^等の可否を決定すること。

エ 警察署において免許証の更新申請が行われる場合の留意事項

(ア) 臨時適性検査等^等の必要性を認めた場合の措置

警察署における個別聴取の結果、臨時適性検査又は診断書提出命令（以下このエにおいて「臨時適性検査等」という。）を行う必要があると認めた場合は、当該警察署長は、臨時適性検査該当者発見報告書（検査規則別記様式第1号）及び病状調査表を作成し、運転免許課長に送付するとともに、当該申請者に対しては、後日、運転免許課長から臨時適性検査等^等の通知がなされる可能性があること等を教示すること。

なお、この場合において、申請者が自動車等の運転に必要な適性検査（視力検査等）に合格したときは、免許証の更新は可能であるので、その旨留意すること。

(イ) 運転免許課長の管理

臨時適性検査該当者発見報告書の送付を受けた運転免許課長は、臨時適性検査対象者一覧表を作成し、処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 運転免許課長と警察署長との連絡協調

運転適性相談終了書の交付を受けた者が免許証の更新申請を行った場合及び申請者に対して臨時適性検査等^等を行う場合の迅速かつ適確な対応が行われるよう、運転免許課長と警察署長は密接な連絡を図ること。

(5) 質問票の適正な管理

質問票に虚偽の記載をして提出した者については法第117条の4第2号違反が成立することとなることから、質問票の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した質問票のうち、当該質問票を記載した者が新たに質問票又は報告書（以下「質問票等」という。）を提出した場合については、この限りではない。

(6) 経由申請を行う者に対する取扱い等

法第101条の2の2の規定による住所地外公安委員会を経由した免許証の更新申請（以下「経由申請」という。）を行う者に対しては、その申請書を備え付ける場所に質問票に係る案内文書（経由申請を行う者が提出した質問票について、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請を受け付けた後に住所地公安委員会から病気の症状等について聴取される旨が記載されたもの）を用意し、申請者が経由申請をする前に当該文書の内容を把握できるようにしておくこと。

また、質問票回答欄の「はい」にチェックがある場合は、当該申請者に対し、上記の案内文書の内容を教示すること。

であることに留意すること。

また、青森県公安委員会以外の公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）の運転適性相談終了書の交付を受けた者から免許申請等を受けた場合は、免許の取得の可否の判断は住所地公安委員会が行うものであることに鑑み、青森県公安委員会において、再度、病気の症状等について聴取を行った上で免許の取得の可否を決定することとなることに留意すること。

エ 警察署において免許証の更新申請が行われる場合の留意事項

(ア) 臨時適性検査の必要性を認めた場合の措置

警察署における個別聴取の結果、臨時適性検査を行う必要があると認めた場合は、当該警察署長は、臨時適性検査該当者発見報告書（検査規則別記様式第1号）及び病状調査表を作成し、運転免許課長に送付するとともに、当該申請者に対しては、後日、運転免許課長から臨時適性検査の通知がなされる可能性があること等を教示すること。

なお、この場合において、申請者が自動車等の運転に必要な適性検査に合格した場合には更新は可能であるので、その旨留意すること。

(イ) 運転免許課長の管理

臨時適性検査該当者発見報告書の送付を受けた運転免許課長は、臨時適性検査対象者一覧表を作成し、処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 運転免許課長と警察署長との連絡協調

運転適性相談終了書の交付を受けた者が免許証の更新申請を行った場合及び申請者に対して臨時適性検査を行う場合の迅速かつ適確な対応が行われるよう、運転免許課長と警察署長は密接な連絡を図ること。

(5) 質問票の適正な管理

質問票に虚偽の記載をして提出した者については、法第117条の4第2号の罰則が適用されることもあることから、質問票の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した質問票のうち、当該質問票を記載した者が新たに質問票又は法第101条の5又は、法第107条の3の2で求められた報告書（以下「質問票等」という。）を提出した場合については、この限りではない。

(6) 経由申請を行う者に対する取扱い等

法第101条の2の2の規定により、青森県公安委員会を経由した免許証の更新申請（以下「経由申請」という。）を行う者が提出した質問票について、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請の受理後、住所地公安委員会から病気の症状等について聴取される旨を記載した案内文書「住所地公安委員会からの病状聴取について」を経由申請を行う者に交付するとともに、当該申請者に当該文書の内容を教示すること。

なお、経由申請を受ける青森県公安委員会においては、経由申請を不受理とする根拠はないこと及び当該申請者に対して個別聴取を実施する必要はないことに留意すること。

4 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者^が免許を再取得する場合における試験の一部免除に関する留意事項

(1) 内容

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者が、その後、病気等の回復等によりその者が受けていた免許を再取得しようとする場合において、その者の免許が取り消された日から3年以内であるときは、試験の一部を免除することとされている。ただし、免許の再取得をしようとする者が、免許を取り消された日前の直近において提出した質問票等に虚偽の記載をした場合については、試験の一部免除の対象外となる（法第97条の2第1項第5号）。

(2) 留意事項

ア 質問票等の確認

本制度に基づき試験の一部を免除する場合^は、免許を取り消された日前直前に提出された質問票等の記載状況を確認すること。

直前に提出された質問票等が、免許の再取得の申請を受け付けた公安委員会とは異なる公安委員会において保管されている場合には、直近の質問票等を保管する公安委員会に対し、記載状況を照会すること。

イ 運転免許課長への照会

法第100条の2第1項の基準該当初心運転者で再試験を受けていない者等（令第34条の3第6項各号）については、試験の一部免除の適用対象にならないことから、運転免許課長に該当の有無を確認すること。

ウ 取消し事由が消滅したことの確認

一定の病気にかかっていること等を理由に免許を取り消された者が免許の再取得の申請を行った場合は、取り消された免許の処分事由が消滅したことを、医師の診断書の様式（様式第5号の1～12号）等により確認すること。

5 一定の病気等に係る報告を求める場合の留意事項

(1) 内容

公安委員会は、一定の病気等に該当するか^{どうか}を把握するため免許申請等の際に申請者に対して質問票を交付できるところ、免許申請等以外の場合において、第三者の通報等によって一定の病気等に該当する疑いを把握する場合もあることから、公安委員会は、一定の病気等に該当するかどうかを調査^{する}ため必要があると認めるときは、免許を受けた者に報告を求めることができることとされ^{ている}（法第101条の5）。

(2) 留意事項

ア 報告を求める場合の判断基準

交通事故の状況等から、一定の病気等^{に該当するかどうか}を調査する必要がある

なお、経由申請を受ける青森県公安委員会においては、経由申請を不受理とする根拠はないこと及び当該申請者に対して個別聴取を実施する必要はないことに留意すること。

4 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者^の免許再取得に係る試験の一部の免除に関する留意事項

(1) 内容

一定の病気^等に該当すること等を理由に免許を取り消された者が、その後、病気等の回復等によりその者が受けていた免許を取得しようとする場合（以下「再取得」という。）に、その者が免許が取り消された日から3年以内の者（以下「特定取消処分者」という。）であれば試験の一部（学科及び技能試験）を免除するものである。この場合、当該者が、免許を取り消された日前の直近において提出した質問票等^{について}、虚偽の記載を^{して提出した}場合については、試験の一部免除の対象外となる（法第97条の2第1項第5号）。

(2) 特定取消処分者認定上の留意事項

ア 質問票等の確認

本制度に基づき試験の一部を免除する場合、免許を取り消された日前直前に提出された質問票等の記載状況を確認すること。

直前に提出された質問票等が、再取得の申請を受けた公安委員会とは異なる公安委員会において保管されている場合には、直近の質問票等を保管する公安委員会に対し、記載状況を照会すること。

イ 運転免許課長への照会

特定取消処分者のうち、法第100条の2第1項の基準該当初心運転者で再試験を受けていない者等（令第34条の3第4項各号）については、試験の一部免除の適用対象にならないことから、運転免許課長に^{照会し}、該当の有無を確認すること。

ウ 取消し理由消滅の確認

一定の病気等にかかっていること等を理由に免許を取り消された者が免許の再取得に係る申請を行った場合、取り消された免許の処分理由が消滅したことを、医師の診断書の様式（様式第5号の1～12号）等により確認すること。

5 報告を求める場合の留意事項

(1) 内容

公安委員会は、一定の病気等に該当するかを把握するため申請者に対して質問票を交付できるところ、免許申請等以外の場合において、第三者の通報等によって一定の病気等に該当する疑いを把握する場合もあることから、調査^{のため}必要があると認めるときは当該免許保有者に報告を求めることができることとされ^た（法第101条の5）。

(2) 留意事項

ア 報告を求める場合の判断基準

交通事故の状況等から、一定の病気等^{との関連性について}調査する必要がある

ある場合に報告を求めるものとする。

イ 報告を求める方法等

免許を受けた者に対して報告書（府令別記様式第18の5）を手交し、速やかにその提出を受けること。

なお、受取拒否等については、臨時適性検査又は診断書提出命令の実施を検討すること。

ウ 報告書の適切な管理

虚偽の報告をした者については法第117条の4第2号違反が成立することとなることから、報告書の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した報告書のうち、当該報告書を記載した者が新たに質問票等を提出した場合については、この限りではない。

6 一定の病気等に係る医師の届出等に関する留意事項

(1) 内容

医師が、患者の病状から判断して運転に支障があると認めた場合は、当該患者の診察結果を公安委員会に任意に届け出ることができることとされており、当該届出行為は、守秘義務違反とはならないこととされている（法第101条の6第1項及び第3項）。

(2) 留意事項

ア 届出の受付の要領

届出の受付に当たっては、届出を行う医師の負担を軽減するとともに、一定の病気等の診察結果という極めて機微な情報を取り扱うことを踏まえ、次の措置を講ずること。

(ア) 口頭による届出があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（検査規則別記様式第8号）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、これを届出受理書（様式第6号）に記録し対応すること。

(イ) 電話による届出があった場合の措置

医師が、電話により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「届出書及び返送用封筒等の郵送」か「届出書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、これを記録化することにより対応すること。また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で運転免許課長に送信するよう依頼すること。

(ウ) 文書等による届出があった場合の措置

(イ)により、医師が届出書の郵送又はデータの送信を行ってきた場合は、医師の届出として受け付けること。

る場合に報告を求めるものとする。

イ 報告を求める方法等

当該免許保有者に対して報告書（府令別記様式第18の5）を手交し、速やかに徴収すること。

なお、上記報告書の受取拒否又は提出拒否については、臨時適性検査の実施を検討すること。

ウ 報告書の適切な管理

虚偽の報告をした者については法第117条の4第2号罰則が適用されることもあることから、報告書の管理には十分注意するとともに、9年間保存すること。

なお、記載から3年が経過した報告書のうち、当該報告書を記載した者が新たに質問票等を提出した場合については、この限りではない。

6 医師の届出等に関する留意事項

(1) 内容

医師が、患者の病状からして運転に支障があると思われる場合、当該患者の診察結果を公安委員会に任意に届け出ることができるとともに、当該届出行為が守秘義務違反とならないことが明確化されたものである（法第101条の6第1項及び第3項）。

(2) 留意事項

ア 届出受理の要領

届出の受理に当たっては、届出を行う医師の負担を軽くするとともに、一定の病気等の診察結果という極めて機微な情報を取り扱うことから、保秘及び情報漏洩の防止に万全を期すること。

(ア) 口頭による届出があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（検査規則別記様式第8号）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだ時は、届出内容を聞き取り、これを届出受理書（様式第6号）に記録し対応すること。

(イ) 電話による届出があった場合の措置

医師が、電話により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「届出書及び返送用封筒等の郵送」か「届出書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだ時は、届出内容を聞き取り、これを届出受理書に記録し対応すること。また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で運転免許課長に送信するよう依頼すること。

(ウ) 文書等による届出があった場合の措置

(イ)により、医師が届出書を郵送又はデータの送信により行ってきた場合は、医師の届出として受理すること。

また、(イ)によることなく、医師が文書の郵送等によって届出を行ってきた場合は、医師の本人確認を行った上で受け付けること。

(エ) 受付後の措置

届出を受け付けた所属長は、速やかに運転免許課長に報告すること。

また、報告を受けた運転免許課長は、速やかに、臨時適性検査又は診断書提出命令及び当該検査等の実施に伴う免許の効力の停止（8(6)参照）について、必要な措置を講ずること。

イ 他の公安委員会に係る届出を受けた場合の措置

報告を受けた運転免許課長は、報告に係る免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、速やかに当該公安委員会に対して届出移送通知書（検査規則別記様式第11号）により移送すること。

(3) 医師からの確認要求に対する回答要領

ア 内容

医師は、(1)の届出を行うかどうかを判断するため必要があるときは、その診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかを公安委員会に確認することができることとされている。一方、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについて確認を求められたときは、これに回答することとされている（法第101条の6第2項）。

イ 留意事項

確認要求を行う医師の負担を軽減するとともに、行政機関が保有する個人情報を提供することを踏まえ、次の措置を講ずること。

(ア) 口頭による確認要求があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、要求書（検査規則別記様式第9号）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、これを要求受理書（様式第7号）に記録し対応すること。

(イ) 電話による確認要求があった場合の措置

医師が、電話により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「確認要求書及び返送用封筒等の郵送」か「確認要求書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この際、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、これを要求受理書に記録し対応すること。

また、Emailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で行うよう依頼すること。

(ウ) 文書等による確認要求があった場合の措置

(イ)により、医師が確認要求書の郵送又はデータの送信を行ってきた場合は、医師の確認要求として受け付けること。

また、(イ)によることなく、医師が文書の郵送等によって確認要求を行っ

また、(イ)によることなく、医師が文書の郵送等によって届出を行ってきた場合は、医師の本人確認を行った上で受理すること。

(エ) 受理後の措置

届出を受理した所属長は、速やかに運転免許課長に報告すること。

また、報告を受けた運転免許課長は、速やかに、臨時適性検査及び当該検査の実施に伴う免許の効力停止（8(6)参照）について、必要な措置を講ずること。

イ 他の公安委員会に係る届出を受けた場合の措置

報告を受けた運転免許課長は、報告に係る免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、当該公安委員会に、速やかに、届出移送通知書（検査規則別記様式第11号）により移送すること。

(3) 確認回答要領

ア 内容

医師は、(1)の届出を行う判断をするため必要があるときには、その者が免許を受けた者であるかを公安委員会に確認することができる。一方、公安委員会は、医師から、その診察を受けた者が免許を受けた者であるかの確認を求められたときは、これに回答するものである（法第101条の6第2項）。

イ 留意事項

確認要求を行う医師の負担を軽くするとともに、行政機関が保有する個人情報を提供することから、保秘及び情報漏洩の防止に万全を期すること。

(ア) 口頭による確認要求があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、要求書（検査規則別記様式第9号）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、要求書への記載を拒んだ時は、担当者が内容を聞き取り、これを要求受理書（様式第7号）に記録し対応すること。

(イ) 電話による確認要求があった場合の措置

医師が、電話により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「確認要求書及び返送用封筒等の郵送」か「確認要求書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この時、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだ時は、内容を聞き取り、これを要求受理書に記録し対応すること。

また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で運転免許課長に送信するよう依頼すること。

(ウ) 文書等による確認要求があった場合の措置

(イ)により、医師が確認要求書を郵送又はデータの送信により行ってきた場合は、医師の確認要求として受理すること。

また、(イ)によることなく、医師が文書の郵送等によって要求があった場

てきた場合は、医師の本人確認を行った上で受け付けること。

(エ) 確認要求を受け付けた後の措置

確認要求を受け付けた所属長は、速やかに運転免許課長に報告し、報告を受けた運転免許課長は、速やかに確認要求に係る者が免許を受けた者であるかどうかについて調査すること。また、確認要求に係る者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合であっても、当該調査は運転免許課長が行うこと。

ウ 回答方法

回答は、回答書（検査規則別記様式第10号）に記載し、文書を郵送することにより行うこと。

なお、郵送に当たっては、配達記録等により、確実に送達すること。

7 臨時適性検査、診断書提出命令、臨時認知機能検査及び適性検査の受検等命令（法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による命令をいう。以下同じ。）に関する免許の拒否又は取消し等

(1) 臨時適性検査等に関する通知、命令又は処分等の迅速な対応

臨時適性検査等に関する通知、命令又は処分等に関する事務については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることを踏まえて、迅速かつ適確に処理をすること。

(2) 法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合の判断基準

法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令については、その理由とされる事由に係る主治の医師（認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治の医師。以下この(2)において「主治医」という。）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治医がいない場合、主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等）においては臨時適性検査を行うこと。

ア 診断書の様式

主治医の診断書を提出する意思を有する者については、病状調査表に対応した診断書の様式を交付し、診断書の早期提出を促すこと。

イ 診断書の提出意思のない者の対応

主治医の診断書を提出する意思を有しない者については、病状調査表のその他参考事項欄に「診断書提出意思なし。」と記載し、運転免許課長に報告すること。

合には、医師の本人確認を行った上で受理すること。

(エ) 受理後の措置

確認要求を受理した所属長は、速やかに運転免許課長に報告し、報告を受けた運転免許課長は、速やかに、確認要求に係る免許の保有状況を調査すること。また、確認要求に係る免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合も、当該調査は運転免許課長が行うこと。

ウ 回答方法

回答は、回答書（検査規則別記様式第10号）に記載し、文書を郵送することにより行うこと。

なお、郵送に当たっては、配達記録等により、確実に送達すること。

8 適性検査に係る規定の整備に関する留意事項

(1) 適性検査に関する通知、命令又は処分等の迅速な対応

適性検査に関する通知、命令又は処分等に関する事務については、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと、当該処分は交通の安全を確保するためのものであることから、迅速かつ適確に処理すること。

(2) 主治医の診断書による対応

一定の病気にかかっていること等を理由に免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）の事由に該当することとなったと疑う理由がある者に対しては、法第102条第4項の臨時適性検査を行うこととなる。

このうち、法第102条第7項ただし書及び府令第29条の3第5項の規定により、臨時適性検査の通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（以下「主治医」という。認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時適性検査の通知を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医。以下この(2)及び(3)において同じ。）が作成した診断書によっても判断ができると認められる場合については当該検査の対象となっている者に対して主治医の診断書を速やかに提出する旨の意思の有無について確認し、当該意思を有する場合には、主治医の診断書により判断することができる。

ア 診断書の様式

主治医の診断書を提出する意思を有する者については、病状調査表に対応した診断書の様式を交付し、診断書の早期提出を促すこと。

イ 診断書の提出意思のない者の対応

主治医の診断書を提出する意思を有しない者については、病状調査表のその他参考事項欄に「診断書提出意思なし。」と記載し、運転免許課長に報告すること。

ウ 主治医の診断書の運用に関する留意事項

(3) 臨時適性検査の実施要領

ア 臨時適性検査の依頼

運転免許課長は、法第102条及び第107条の4の規定による臨時適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を行う必要があると認めるときは、府令第29条の3第2項に規定する公安委員会が認定した専門的な知識を有すると認める医師（以下「専門医」という。）に臨時適性検査の実施を依頼するものとする。

イ 通知書等の送付

運転免許課長は、臨時適性検査の日程等について専門医と調整し、臨時適性検査実施伺書（様式第8号）を作成するとともに、専門医に対しては臨時適性検査実施依頼書（様式第9号）を、臨時適性検査を受ける者（以下「受検対象者」という。）に対しては臨時適性検査通知書（検査規則別記様式第5号、第5号の2又は第6号）を送付するものとする。

ウ 実施結果について

専門医から臨時適性検査の結果を受領した運転免許課長は、臨時適性検査実施結果報告書（様式第10号）を作成し、その結果を明らかにしておくものとする。

エ 医師への説明資料について

医師に向けた説明として、

(ア) 法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査を実施する場合には医師の皆様へ（様式第12号）

(イ) 認知症の疑いがある者について、法第102条第4項の規定による臨時適性検査を実施する場合には医師の皆様へ（様式第13号）

を必要に応じて活用すること。

(4) 試験に合格した者が診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた場合における免許の拒否又は保留に関する留意事項

ア 内容

公安委員会は、免許を受けた者に加えて、試験に合格した者に対しても、一

法第104条の2の3第1項に規定する臨時適性検査の実施に伴う免許の効力停止（以下「暫定停止」という。）を行うことができる場合には、暫定停止を行うこととし、主治医の診断書による判断は行わないこと。

この場合、診断書を提出しなかったときや、主治医の診断書が府令第29条の3第5項の要件を満たしていないと認められるときは、速やかに、法第102条第6項に基づく臨時適性検査を通知すること。

また、法第102条第6項に基づく通知を受けた者が、同条第7項ただし書きの主治医の診断書を提出した場合であっても、府令第29条の3第5項の要件を満たしていない場合には、臨時適性検査を行うこと。

(3) 臨時適性検査の実施要領

ア 臨時適性検査の依頼

運転免許課長は、法第102条及び第107条の4の規定による臨時適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を行う必要があると認めるときは、府令第29条の3第2項に規定する公安委員会が認定した専門的な知識を有すると認める医師（以下「専門医」という。）に臨時適性検査の実施を依頼するものとする。

イ 通知書等の送付

運転免許課長は、臨時適性検査の日程等について専門医と調整し、臨時適性検査実施伺書（様式第8号）を作成するとともに、専門医に対しては臨時適性検査実施依頼書（様式第9号）を、臨時適性検査を受ける者（以下「受検対象者」という。）に対しては臨時適性検査通知書（検査規則別記様式第5号又は第6号）を送付するものとする。

なお、受検対象者に対しては、その者の病状等の診断結果が記載された主治医の診断書を提出した場合には、臨時適性検査を受ける必要はないことを教示すること。

ウ 実施結果について

専門医から臨時適性検査の結果を受領した運転免許課長は、臨時適性検査実施結果報告書（様式第10号）を作成し、その結果を明らかにしておくものとする。

(4) 試験に合格した者に対する診断書提出命令及び臨時適性検査に係る留意事項

ア 内容

公安委員会は、免許を受けた者に加えて、試験に合格した者に対しても、一

定の病気にかかっていること等を疑う理由があるときは、臨時適性検査又は診断書提出命令を行うことができることとされている（法第102条第4項）。

また、公安委員会は、試験に合格した者が、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知（以下この(4)において「診断書提出命令等」という。）を受けた場合は、

- ・ 診断書提出命令等を受けたことを理由として免許（仮免許を除く。以下この(4)において同じ。）を保留された者が当該保留の期間内に重ねて診断書提出命令等を受けた場合において、その者が診断書提出命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えない
- ・ それ以外の場合は、6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとされている（試験に合格した者が、診断書提出命令等を受けた場合には、6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとなる。）（法第90条第1項第7号及び令第33条の2の2）。

イ 診断書提出命令等を受けた者に対する免許の保留の処分の基本量定の期間（令第33条の2の2第2号）

- (ア) 試験に合格した者が診断書提出命令等を受けた場合（(イ)の場合を除く。）
処分日から当該診断書提出命令等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
- (イ) 診断書提出命令等を受けたことを理由として免許を保留された者が、当該保留の期間内に診断書提出命令等を受けた場合
(ア)に同じ。
- (ウ) (ア)の「当該診断書提出命令等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日」については、病状等を基に、診断を行うこととなる専門医等の意見を参考として合理的に見込まれる日とすること。

ウ 留意事項

- (ア) 診断書提出命令等を行う場合には、これを理由とする免許の保留を確実に行うこと。
なお、この診断書提出命令等及び免許の保留については、試験に合格した者に対しては原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やかに行うこと。

また、当該診断書提出命令の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者の認知機能検査又は法第108条の32の3第1項第3号イに掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）の結果、対象者から生活状況等に関する聴取を行った場合はその結果等を踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等の状況による影響を受けると考えられる診断書作成に要すると見込まれる期間及び診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を鑑みつつ決定すること。

また、当該臨時適性検査の期日については、試験に合格した者であっても

定の病気等にかかっていること等を疑う理由があるときは、臨時適性検査を行うことができることとされている（法第102条第4項）。

また、公安委員会は、試験に合格した者が、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知（以下「診断書提出命令等」という。以下この(4)において同じ。）を受けたときには、

- ・ 診断書提出命令等を受けたことを理由として免許（仮免許を除く。以下この(4)において同じ。）を保留された者が当該期間内に重ねて診断書提出命令等を受けた場合において、その者が診断書提出命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があることを除き、免許を与えない。
- ・ それ以外の場合は、6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとされている（試験に合格した者が、診断書提出命令等を受けた場合には、6月を超えない範囲内において免許を保留することができることとなる。）（法第90条第1項第7号及び令第33条の2の2）。

イ 診断書提出命令等を受けた者に対する免許の保留の処分の基本量定の期間（令第33条の2の2第2号）

- (ア) 試験に合格した者が診断書提出命令等を受けた場合（(イ)の場合を除く。）
処分日から当該診断書提出命令等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
- (イ) 診断書提出命令等を受けたことを理由として免許を保留された者が、当該保留期間中に診断書提出命令等を受けた場合
(ア)に同じ。
- (ウ) (ア)の「当該診断書提出命令等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日」については、病状等を基に、臨時適性検査を行う専門医の意見を参考として合理的に見込まれる日とすること。

ウ 留意事項

- (ア) 診断書提出命令等を行う場合には、これを理由とする免許の保留を確実に行うこと。
なお、この診断書提出命令等及び免許の保留に当たっては、試験に合格した者に対しては原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やかにこれを行うこと。

また、当該診断書提出命令の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者の認知機能検査の結果、対象者から生活状況等に関する聴取を行った場合はその結果などを踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等の状況による影響を受けると考えられる診断書作成に要すると見込まれる期間、診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を鑑みつつ決定すること。

当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることを踏まえ、その者に不当な不利益を与えることのないよう、できるだけ早い期日を指定するよう留意すること。

(イ) 試験に合格した者が診断書提出命令等を受けたにもかかわらず当該診断書提出命令に応じない場合又は当該臨時適性検査を受けない場合には、当該診断書提出命令等を理由とする免許の保留の期間内に、再度、診断書提出命令等を行うこと（令第33条の2の2第1号）。

また、当該診断書提出命令等の期日についての留意事項は、(ア)のとおりである。

(ウ) 仮免許試験に合格した者に対しては、診断書提出命令等を理由とした仮免許の拒否又は保留を行うことができない（法第90条第13項）ため、仮免許を与えなければならないことに留意すること。

また、その者が診断書提出命令等を受け、仮免許を取得した後に、当該診断書提出命令に応じない場合又は当該臨時適性検査を受けない場合には、そのことを理由として仮免許の取消しの処分を行うことはできず（法第106条の2第2項）、再度、診断書提出命令等を行うこととなることに留意すること。

(エ) 診断書提出命令等の通知は、検査規則に則って行うとともに、当該診断書提出命令に応じない場合又は当該臨時適性検査を受けない場合における処分等の可能性を明確に教示すること。

また、医師に向けた説明として、

i 法第102条第1項から第3項までの規定による診断書提出命令を行う場合には医師の皆様へ（様式第12号）

ii 認知症の疑いがある者について、法第102条第4項の規定による診断書提出命令を行う場合には医師の皆様へ（様式第13号）

を必要に応じて活用すること。

(5) 免許を受けた者が臨時認知機能検査を受けない場合、診断書提出命令に応じない場合及び臨時適性検査を受けない場合における免許の取消し又は効力の停止に関する留意事項

ア 内容

臨時認知機能検査の通知を受けた者（免許（仮免許を除く。以下この(5)において同じ。）を受けた者に限る。）が当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでに当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（法第104条の2の3第1項前段の規定による免許の効力の停止（以下「暫定停止」という。）を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき）又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（暫定停止を受けた

(イ) 試験に合格した者が診断書提出命令等を受けたにもかかわらず当該診断書提出命令に応じない又は臨時適性検査を受けない場合には、当該診断書提出命令等を理由とする免許の保留期間中に、再度、診断書提出命令等を行うこと（令第33条の2の2第1号参照）。

また、当該診断書提出命令等の期日についての留意事項は、(ア)のとおりである。

(ウ) 仮免許試験に合格した者に対しては、診断書提出命令等を理由とした場合の仮免許の拒否又は保留を行うことができない（法第90条第13項参照）ため、仮免許を与えなければならないことに留意すること。

また、その者が診断書提出命令等を受け、仮免許を取得した後に、診断書提出命令等に応じない又は臨時適性検査を受けない場合には、取消しの処分を行うことはできず（法第106条の2第2項参照）、再度、診断書提出命令等を行い、診断書提出命令又は臨時適性検査を実施することに留意すること。

(エ) 診断書提出命令等の通知は、検査規則に則って行うとともに、診断書提出命令に応じない又は臨時適性検査を受けない場合における処分等の可能性を明確に教示すること。

(5) 免許を受けた者に対する臨時認知機能検査、診断書提出命令及び臨時適性検査に係る留意事項

ア 内容

臨時認知機能検査の通知を受けた者（免許（仮免許を除く。以下この(5)において同じ。）を受けた者に限る。）が、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて令第37条の6の4で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでに、当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（暫定停止を受けた者にあつては、当該停止期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき）又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（暫定停止を受けた者にあつては、当該停止期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、臨時認知機能検査の通知を

者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるときは、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月となる日、診断書提出命令に係る期限の満了の日又は臨時適性検査の通知がなされた期日における住所地公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができることとされている。具体的には、臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けたにもかかわらず、当該検査を受けないこと又は当該命令に違反したことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受け、当該検査を受けないと認める場合又は当該命令に違反したと認める場合は免許を取り消し、それ以外の場合は、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することとされている。ただし、当該検査を受けないこと又は当該命令に応じないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととされている（法第104条の2の3第3項及び令第39条の2第2項）。

また、臨時認知機能検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでに当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、診断書提出命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算した期間（当該通知に係る認知機能検査等を受けないことについて令第37条の6の5で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月となる日、診断書提出命令に係る期限の満了の日又は臨時適性検査の通知がなされた期日における住所地公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すこととされている。具体的には、当該臨時適性検査の通知が仮免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出があった場合においてその申出に理由があると認められるときに行われたものである場合を除き、仮免許を取り消すこととされている。ただし、当該検査を受けないこと又は当該命令に応じないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととされている（法第106条の2第2項及び令第39条の3第2項）。

イ 臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）で当該認知機能検査等を受けないもの、当該命令に応じないもの又は当該適性検査を受けないものに対する免許の効力の停止

を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて令第37条の6の4で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月となる日、診断書提出命令に係る期限の満了の日又は臨時適性検査の通知された期日における住所地公安委員会は、臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けたことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた場合において、その者が当該認知機能検査を受けない、当該命令に応じない又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合を除き、免許を取り消し、それ以外の場合は、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することとされている（法第104条の2の3第3項及び令第39条の2第2項）。

また、臨時認知機能検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて令第37条の6の4で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでに、当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、診断書提出命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算した期間が通算して1月となる日、診断書提出命令に係る期限の満了の日又は臨時適性検査を通知された期日における住所地公安委員会は、当該臨時適性検査の通知が仮免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出がありその申出に理由があると認めて当該適性検査を行うこととした場合を除き、仮免許を取り消すこととされている。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、除かれている。（法第106条の2第2項及び令第39条の3第2項）。

イ 臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）で当該認知機能検査を受けない、当該命令に応じない又は当該適性検査を受けないものに対する免許の効力の停止の基

の処分の基本量定の期間（令第39条の2第2項）

処分日から当該認知機能検査等、診断書提出命令又は適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（(4)イ(ウ)参照）

ウ 留意事項

(ア) 免許を受けた者に対する臨時認知機能検査、診断書提出命令及び臨時適性検査については速やかに行うこと。

また、当該診断書提出命令の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者の認知機能検査等の結果、対象者から生活状況等に関する聴取を行った場合はその結果等を踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等の状況による影響を受けると考えられる診断書作成に要すると見込まれる期間及び診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を鑑みつつ決定すること。

(イ) 臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）がやむを得ない理由なく当該通知に係る認知機能検査等を受けない場合、当該命令に応じない場合又は当該適性検査を受けない場合は、速やかに免許の効力の停止を行うとともに、当該停止の期間内に、その者に対して、再度、臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を行うこと（令第39条の2第2項第2号）。

(ウ) やむを得ない理由なく認知機能検査等を受けないこと、診断書提出命令に応じないこと又は臨時適性検査を受けないことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受け、その者がやむを得ない理由なく当該通知に係る認知機能検査等を受けない場合、当該命令に応じない場合又は当該適性検査を受けない場合の免許の取消しは、速やかに行うこと（令第39条の2第2項第1号）。

(エ) 臨時認知機能検査の通知については府令、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知については検査規則に則って行うとともに、やむを得ない理由なく当該通知に係る認知機能検査等を受けない場合、診断書提出命令に応じない場合又は適性検査を受けない場合における処分の可能性を明確に教示すること。

(6) 暫定停止を行う場合の留意事項

ア 内容

公安委員会は、臨時適性検査又は診断書提出命令（以下この(6)において「臨時適性検査等」という。）を行う場合において、当該適性検査を受けるべき者又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者が、交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して一定の病気にかかっている者等である疑いがあると認められるとき又は医師の診断に基づき一定の病気にかかっている者等である疑いがあると認められるときは、3月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができることとされている（法第104条の2の3第1項及び令第39条の2第1項）。

イ 基本量定の期間

臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえた処分の意思決定が可能とな

本量定の期間（令第39条の2第2項）

処分日から当該臨時認知機能検査、診断書提出命令及び適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（(4)イ(ウ)参照）

ウ 留意事項

(ア) 免許を受けた者に対する臨時認知機能検査、診断書提出命令及び臨時適性検査については速やかに行うこと。

また、当該診断書提出命令の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者の認知機能検査の結果、対象者から生活状況等に関する聴取を行った場合はその結果などを踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等の状況による影響を受けると考えられる診断書作成に要すると見込まれる期間、診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を鑑みつつ決定すること。

(イ) 臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）がやむを得ない理由なく当該通知や当該命令に係る認知機能検査を受けない、命令に応じない又は適性検査を受けないと認める場合は、速やかに免許の効力の停止を行うとともに、当該停止の期間内に、その者に対して、再度、臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を行うこと（令第39条の2第2項第2号参照）。

(ウ) やむを得ない理由なく臨時認知機能検査、診断書提出命令又は臨時適性検査を受けないことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時認知機能検査の通知、診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受け、その者がやむを得ない理由なく当該通知や当該命令に係る認知機能検査を受けない、命令に応じない又は適性検査を受けない場合の免許の取消しは、速やかに行うこと（令第39条の2第2項第1号参照）。

(エ) 診断書提出命令又は臨時適性検査の通知については、検査規則に則って行うとともに、やむを得ない理由がなく診断書提出命令又は適性検査を受けない場合における処分の可能性を明確に教示すること。

(6) 暫定停止を行う場合の留意事項

ア 内容

公安委員会は臨時適性検査を行い、又は診断書提出命令をする場合、当該臨時適性検査を受けるべき者又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者が交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して一定の病気にかかっている疑いがあると認められるとき又は医師の診断に基づくときは、自動車等を運転させることにより発生する危険を防止する観点から、3月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる（法第104条の2の3第1項）。

イ 基本量定の期間

臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の結

ると見込まれる期間（(4)イ(ウ)参照）。

ウ 処分執行等の方法

暫定停止の執行については、府令別記様式第19の3の3を用いること。

また、法第104条の2の3第1項後段の規定による処分の解除（以下「処分解除」という。）をするときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（検査規則別記様式第12号）により行うこと。

エ 留意事項

(ア) 交通事故の範囲及び認知時の措置

暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）である。対象事故の発生を認知し、当該事故の状況から判断して、その者が一定の病気等に該当する疑いがあると認めた所属長は、速やかに、運転免許課長に臨時適性検査該当者発見報告書により報告すること。

(イ) 暫定停止対象者が他の公安委員会の管轄内に住所がある場合の措置

運転免許課長は、速やかに暫定停止対象者の住所地公安委員会に臨適検討対象者通報書（様式第11号）により通報すること。

(ウ) 医師の診断に基づき臨時適性検査等に係る暫定停止を行う場合（法第104条の2の3第1項及び令第39条の2第1項）

次の場合は、暫定停止を行うこと。

- ・ 医師が、その診察結果を公安委員会に届け出たことを端緒に臨時適性検査等を行う場合。
- ・ 公安委員会において、一定の病気等にかかっている疑いがある免許保有者について、その主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査等を行う場合。

(エ) 処分執行の時期と執行場所

暫定停止の処分執行については、法第102条第6項の規定により臨時適性検査の通知を行う機会又は同条第1項から第4項までの規定により診断書提出命令を行う機会に行うこと。

また、法第102条第4項の規定による臨時適性検査の実施について意思決定した後、専門医等の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該臨時適性検査の通知に先立って暫定停止の処分執行を行うことができることとする。

なお、この場合、可及的速やかに指定日を決定し、臨時適性検査の通知を行うこと。

処分執行の場所については、処分を受ける者の最寄りの警察署とすることができる。

(オ) 弁明の機会の付与

暫定停止による処分は、事後的に弁明の機会を付与することとなるが、その手続は、弁明通知書（検査規則別記様式第13号）を交付して行うこと。

果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間（(4)イ(ウ)参照）。

ウ 処分執行等の方法

暫定停止の執行については、府令別記様式第19の3の3を用いること。

また、法第104条の2の3第1項後段の規定により処分を解除（以下「処分解除」という。）をするときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（検査規則別記様式第12号）により行うこと。

エ 留意事項

(ア) 交通事故の範囲及び認知時の措置

暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）である。当該対象事故の発生を認知し、当該事故の状況から判断して、その者が一定の病気等に該当する疑いがあると認めた所属長は、速やかに、運転免許課長に臨時適性検査該当者発見報告書により報告すること。

(イ) 暫定停止対象者が他の公安委員会の管轄内に住所がある場合の措置

運転免許課長は、速やかに暫定停止対象者の住所地公安委員会に臨適検討対象者通報書（様式第11号）により通報すること。

(ウ) 医師の診断に基づき臨時適性検査等に係る暫定停止を行う場合（法第104条の2の3第1項、令第39条の2第1項）

次の場合は、暫定停止を行うこと。

- ・ 医師が、その診察結果を公安委員会に届け出たことを端緒に臨時適性検査等を行う場合。
- ・ 公安委員会において、免許保有者が一定の病気等にかかっている疑いがある者について、その主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査等を行う場合。

(エ) 処分執行の時期と執行場所

暫定停止の処分執行については、法第102条第6項により臨時適性検査を通知する機会又は法第102条第1項から第3項により診断書提出命令を行う機会に行うこと。

また、法第102条第4項に基づく臨時適性検査の実施について意思決定した後、専門医の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該通知に先立って処分執行を行うことができることに留意するとともに、この場合は、可及的速やかに指定日を決定し、臨時適性検査を通知すること。

なお、処分執行場所は、処分を受ける者の最寄りの警察署を原則とする。

(オ) 弁明の機会の付与

暫定停止による処分は、事後的に弁明の機会を付与することとなるが、その手続は、弁明通知書（検査規則別記様式第13号）を交付して行うこと。

オ 受検等拒否に係る留意事項

(ア) 手続上の留意事項

臨時適性検査の受検又は診断書提出の拒否（以下「臨時適性検査等に係る受検等拒否」という。）については、免許の効力の停止及び取消し^の処分の対象となるところ、暫定停止処分中の臨時適性検査等に係る受検等拒否については、法第104条の2の3第3項の規定による免許の効力の停止及び取消し^の処分^{を行うこと}はできない。また、臨時適性検査等に係る受検等拒否を理由に暫定停止処分の解除を行うこともできない。

したがって、暫定停止^{処分}中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査等に係る受検等拒否をした場合は、暫定停止処分の期間の満了をもって、法第104条の2の3第3項の規定による免許の効力^の停止^の処分（以下「本停止」という。）を行うこととなる。

(イ) 本停止に係る臨時適性検査等の再通知等

本停止は、暫定停止処分^の期間^の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、法第102条第1項から第4項までの規定による診断書提出命令又は同条第6項の規定による臨時適性検査の通知^{を行う}こと。

(ウ) 本停止の基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間（(4)イ(ウ)参照）。

また、本停止期間中に診断書提出命令に応じた場合又は臨時適性検査を受検した場合には、本停止を解除しなければならないことに留意すること（法第104条の2の3第4項）。

(7) 適性検査の受検等命令に違反した者に対する免許の拒否又は取消し等に関する留意事項

ア 内容

公安委員会は、一定の病気等にかかっていること等を理由として免許の保留又は効力の停止を行う場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに所定の医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができることとされている（法第90条第8項及び法第103条第6項）。

そして、公安委員会は、上記の命令に違反した者について免許の拒否又は取消し等を行うことができることとされており、具体的には、上記の命令に違反したことを理由として免許の保留又は効力の停止を受けた者が重ねて命令に違反した場合は、命令に違反したことについてやむを得ない理由がある場合を除き、免許の拒否又は取消しをすることができ、それ以外の場合は、免許の保留

オ 受検等拒否に係る留意事項

(ア) 手続上の留意事項

臨時適性検査の受検又は診断書提出の拒否（以下「臨時適性検査に係る受検等拒否」という。）については、免許の効力停止及び取消し処分の対象となるところ、暫定停止処分中の臨時適性検査に係る受検等拒否については、法第104条の2の3第3項に基づき免許の効力停止及び取消し処分はできない。また、臨時適性検査に係る受検等拒否を理由に暫定停止処分の解除^{についても}行うことはできない。

よって、暫定停止中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査に係る受検等拒否した場合は、暫定停止処分の満了をもって、同第3項による免許の効力停止処分（以下「本停止」という。）を行うこと^{に留意すること}。

(イ) 本停止に係る臨時適性検査等の再通知

本停止は、暫定停止処分の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、法第102条第1項から第3項までの規定に基づき診断書提出命令又は法第102条第6項に基づき臨時適性検査を通知^{すること}。

(ウ) 本停止の基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間（(4)イ(ウ)参照）。

また、本停止期間中、法第102条第1項から第3項までの規定に基づき診断書提出命令に応じた場合又は法第102条第7項に基づき臨時適性検査を受検し若しくは主治医（認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時適性検査の通知を受けた者にあつては、府令第29条の3第5項に定める要件を満たす医師）の診断書の提出があった場合には、本停止を解除しなければならないことに留意すること（法第104条の2の3第4項）。

(7) 適性検査の受検等命令に係る留意事項

ア 内容

公安委員会は、一定の病気等にかかっていること等を理由として免許の保留又は効力の停止を行う場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに所定の医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができることとされている（法第90条第8項及び法第103条第6項）。

そして、公安委員会は、上記の命令に違反した者については、上記の命令に違反したことを理由として免許の保留又は効力の停止をされた者が重ねて命令に違反した場合は、命令に違反したことについてやむを得ない理由がある場合を除き、免許の拒否又は取消しを、それ以外の場合は、免許の保留又は効力の停止をすることができることとされている（法第90条第1項第3号、法第103

又は効力の停止をすることができることとされている（法第90条第1項第3号、法第103条第1項第4号、令第33条第2項及び令第38条第4項）。

イ 適性検査の受検命令又は診断書提出命令を行う場合の判断基準

適性検査の受検等命令については、所定の主治医（認知症であることが判明したことにより免許の保留又は効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医。以下このイにおいて同じ。）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令書（検査規則別記様式第4号、第5号の3又は第5号の4）により診断書の提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治医がない場合、所定の主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等）においては適性検査受検命令書（検査規則別記様式第3号）により適性検査の受検命令を行うこと。

ウ 適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間（令第33条第2項第2号及び令第38条第4項第2号）

処分日から当該適性検査の結果（診断書の提出の場合にあつては診断書の結果）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（(4)イ(ウ)参照）

エ 留意事項

- (ア) 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反した場合には、速やかに、免許の保留又は効力の停止を行うとともに、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。
- (イ) 免許の保留を受けた者が適性検査の受検等命令に違反したことを理由として免許の保留及び再度の適性検査の受検等命令を行う場合には、試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることを踏まえ、できるだけ早い期日を設定するよう留意すること。
- (ウ) 再度の適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず、やむを得ない理由なく当該命令に違反したことを理由として免許の拒否又は取消しの処分を行う場合は、速やかに行うこと。
- (エ) 適性検査の受検等命令については、適性検査受検命令書又は診断書提出命令書により行い、命令に際しては、命令に違反した場合における処分の可能性を明確に教示すること。

条第1項第4号、令第33条第2項及び令第38条第4項）。

イ 適性検査受検命令又は診断書提出命令を行う場合の判断基準

法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）については、所定の主治医（認知症に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医（以下このイにおいて同じ。))の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令書（検査規則別記様式第4号）により診断書の提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治医がない場合、所定の主治医の診断書が期待できない場合等）においては適性検査受検命令書（検査規則別記様式第3号）により適性検査の受検命令を行うこと。（府令第29条の5第2項）

ウ 適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の保留又は効力の停止処分の基本量定の期間（令第33条第2項第2号及び令第38条第4項第2号）

(ア) 適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の保留

処分日から当該適性検査の結果（診断書の提出の場合にあつては診断書の結果）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（(4)イ(ウ)参照）

(イ) 適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の効力の停止

処分日から当該適性検査の結果（診断書の提出の場合にあつては診断書の結果）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間（(4)イ(ウ)参照）

エ 留意事項

- (ア) 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反した場合には、速やかに、免許の保留若しくは効力の停止を行うとともに、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。
- (イ) 免許の保留を受けた者が適性検査の受検等命令に違反したことを理由として免許の保留及び再度の適性検査の受検等命令を行う場合には、試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることから、できるだけ早い期日を設定するよう留意すること。
- (ウ) 再度の適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず、やむを得ない理由なく当該命令に違反したときの免許の拒否若しくは取消しの処分を行う場合には、速やかに行うこと。
- (エ) 適性検査の受検等命令については、適性検査受検命令書又は診断書提出命令書により行い、命令に際しては、命令に違反した場合における処分の可能性を明確に教示すること。

- (8) 認知機能検査等を受けない場合、臨時適性検査等を受けない場合又は適性検査の受検等命令に違反した場合におけるやむを得ない理由

法第104条の2の3第3項、法第106条の2第2項、令第33条第2項第1号、令第33条の2の2第1号及び令第38条第4項第1号に規定する「やむを得ない理由」については、次のものが考えられる。

- ア 災害
- イ 病気にかかり、又は負傷したこと。
- ウ 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- エ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

- (9) 専門医との連携

法第102条第1項から第4項までに規定する適性検査並びに法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査については、専門医の診断により行うこととされていることから、当該専門医との間で、別添「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」を踏まえ、手続について事前に十分な打合せを行うこと。

また、当該適性検査を行う場合には、その通知又は命令に先んじて当該適性検査の期日を速やかに決定することが必要であるので、専門医との緊密な連携を図ること。

- (10) 他部門との連携

一定の病気等に係る免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由がある者等を早期に発見し適切な対応を図るため、以下の留意事項を踏まえ、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る各部門間の連携について、特段の配慮をすること。

ア 法第102条第4項に規定する臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となり得る者（以下「臨適等検討対象者」という。）を発見した所属の措置

交通事故発生時や交通違反取締り時はもとより、警察活動を通じて、免許を受けている者で臨適等検討対象者であるものを発見した所属長は、その者の人定事項及び臨適検討対象者と認める理由について、速やかに、運転免許課長に臨時適性検査該当者発見報告書により通報すること。

イ アの通報を受けた運転免許課長の措置

- (ア) 当該臨適検討対象者の住所が管轄区域内にある場合には、必要により臨時適性検査又は診断書提出命令を行うとともに、その結果等に応じ、速やかに、免許の取消し等必要な措置をとること。
- (イ) 当該臨適検討対象者の住所が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合には、アの通報内容について、臨適検討対象者通報書により、当該都道府県警察に確実に通報すること。

- (11) 一定期間後に行う臨時適性検査又は診断書提出命令

現時点では、免許の取消し等の事由に該当するとは認められないが、病状の進

- (8) 臨時適性検査を受けない場合又は適性検査の受検等命令に違反した場合におけるやむを得ない理由（法第104条の2の3第3項、法第106条の2第2項、令第33条第2項第1号、令第33条の2の2第1号及び令第38条第4項第1号）

法第104条の2の3第3項、法第106条の2第2項、令第33条第2項第1号、令第33条の2の2第1号及び令第38条第4項第1号に規定する「やむを得ない理由」については、次のものが考えられる。

- ア 災害
- イ 病気にかかり、又は負傷したこと。
- ウ 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- エ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- オ アからエに掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

- (9) 専門医との連携

法第102条第1項から第4項までに規定する適性検査並びに法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査については、専門医の診断により行うこととされていることから、当該専門医とは、別添「一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準」を踏まえ、手続について事前に十分な打ち合わせを行うこと。

また、当該適性検査を行う場合には、その通知又は命令に先んじて当該適性検査の期日を速やかに決定することが必要であるので、専門医との密接な連絡を図ること。

- (10) 他部門との連携

一定の病気等にかかっていることを理由として、免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由がある者等を早期に発見し適切な対応を図るため、以下の留意事項を踏まえ、臨時適性検査に係る各部門間の連携について、特段の配慮をすること。

ア 法第102条第4項に規定する臨時適性検査の対象となり得る者（以下「臨適検討対象者」という。）を発見した所属の措置

交通事故発生時や交通違反取締り時はもとより、警察活動を通じて、免許を受けている者で臨適検討対象者であるものを発見した所属長は、その者の人定事項及び臨適検討対象者と認める理由について、速やかに、運転免許課長に臨時適性検査該当者発見報告書により通報すること。

イ アの通報を受けた運転免許課長の措置

- (ア) 当該臨適検討対象者の住所が管轄区域内にある場合には、必要により臨時適性検査を行うとともに、その結果等に応じ、速やかに、免許の取消し等必要な措置をとること。
- (イ) 当該臨適検討対象者の住所が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合には、アの通報内容について、臨適検討対象者通報書により、当該都道府県警察に確実に通報すること。

- (11) 一定期間後に行う臨時適性検査

現時点では、免許の取消し等の事由に該当するとは認められないが、病状の進

行等により一定期間後には、免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由があると認められる者に対しては、当該期間の経過後に法第102条第4項の規定による臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこと。

なお、当該適性検査又は診断書提出命令を行う前に当該者から診断書が提出されること等により、公安委員会が当該者に対して免許の継続を認めるか、あるいは免許の取消し等を行うか等の判断ができる場合には、当該適性検査又は診断書提出命令を行う必要はないことに留意すること。

別添

一定の病気に係る免許の可否等の運用基準

1 統合失調症（令第33条の2の3第1項関係）

- (1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係

行等により一定期間後には免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由があると認められる者に対しては、当該期間の経過後に法第102条第4項に基づき臨時適性検査を行うこと。

なお、当該適性検査を行う前に当該者から診断書が提出されること等により、公安委員会が当該者に対して免許を継続する、免許の取消し等を行う等の判断ができる場合には、当該適性検査を行う必要はないことに留意すること。

別添

一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準

1 統合失調症（令第33条の2の3第1項関係）

- (1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係

る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれがある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

(2) 医師が「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)の場合であって、かつ、今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

(2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)の場合であって、かつ今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に臨時適性検査を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査を行うこととする。

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

(2) 医師が「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査等を行うこととする。

(5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許(準中型免許(5t限定)を除く。)、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(2)又は(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。

3 再発性の失神(令第33条の2の3第2項第2号関係)

(1) 反射性(神経調節性)失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記

(2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(5) 日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、準中型免許(準中型免許(5t限定)を除く。)、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励(しょうよう)することとする。

3 再発性の失神(令第33条の2の3第2項第2号関係)

(1) 反射性(神経調節性)失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記

アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記aの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者で

アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記aの診断については、臨時適性検査による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合に

ある場合には以下のとおりとする。

- a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。
- (a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- c その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ア)又は(イ)による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には以下のとおりとする。
- a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体又はリード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
- b 医師が「7日以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わ

は以下のとおりとする。

- a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。
- (a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- c その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ア)又は(イ)の規定による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には以下のとおりとする。
- a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
- b 医師が「7日以内に上記aに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わ

ない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。

c その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。

(エ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合(上記(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合)には、6月後に臨時適性検査等を行う。

(オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているため、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨

ない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には(ア)又は(イ)の規定によるものとする。

c その他の場合には(ア)又は(イ)の規定によるものとする。

(エ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合(上記(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合)には、6月後に臨時適性検査を行う。

(オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら免許の申請又は

更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 及び c、

(イ) b 及び c 並びに (ウ) b 及び c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているため、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨

の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等は行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a (d) に該当する場合については、一定期間 (x 年) 後に臨時適性検査等を行うこととする。

(イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

- a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」(以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。)とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
 - b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- (a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否又は取消しとする。
 - ② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする。
(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - ii 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があった

の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等は行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a (d) に該当する場合については、一定期間 (x年) 後に臨時適性検査を行うこととする。

(イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

- a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」(以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。)とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
 - b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- (a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否又は取消しとする。
 - ② 以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする。
(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - ii 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があった

ため、更に6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断
できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上
記cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこと
とする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診
断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控える
べきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の
診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6
月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留
・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行
わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、そ
れは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上
記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合に
は更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短
期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・
停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) bに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等
を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりと
する。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診
断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべ
きとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診
断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より

ため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれ
る」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上
記cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこと
とする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診
断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控える
べきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「上記(ア)に該当することが見込まれる」旨の
診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6
月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留
・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行
わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、そ
れは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に
上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月よ
り短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保
留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) bに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を
行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりと
する。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診
断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべ
きとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診
断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より

短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査等を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症(令第33条の2の3第2項第3号関係)

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- a 医師が「(意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状(以下「意識消失等」という。)の前兆を自覚できており、)運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「(意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、)運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症(令第33条の2の3第2項第3号関係)

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- a 医師が「(意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状(以下「意識消失等」という。)の前兆を自覚できており、)運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「(意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、)運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きていた間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「(意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) cの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべ

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きていた間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「(意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) cの診断については、臨時適性検査による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとは言えない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべ

きとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そう鬱病(令第33条の2の3第3項第1号関係)

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気症状を呈する睡眠障害(令第33条の2の3第3項第2号関係)

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ 「6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない

きとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

5 そううつ病(令第33条の2の3第3項第1号関係)

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気症状を呈する睡眠障害(令第33条の2の3第3項第2号関係)

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に「重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ 「6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない

い」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等を行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

a 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記ア又はイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは

い」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等を行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には当該期間を保留・停止期間として設定する。）

a 医師が「6月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それ

期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

- ii 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後、x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記イ(ウ)に該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ「認知症について回復した」旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にその旨の診断を行うことができる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月以内の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）

は期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

- ii 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後 x 年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記イ(ウ)に該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月以内の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）

- 10 アルコールの中毒者（法第90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）
- (1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
- ① 断酒を継続している。
 - ② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。
 - ③ 再飲酒するおそれが高い。
- なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。
- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
- なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

- 10 アルコールの中毒者（法90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）
- (1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ下記①から③のいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
- ① 断酒を継続している。
 - ② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。
 - ③ 再飲酒するおそれが高い。
- なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。
- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③の全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが上記(1)の①から③の全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
- なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

様式第12号

医 師 の 皆 様 へ

認知臨時適性検査(※)の結果、認知症の疑いがありますので、
診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった
場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

青森県警察本部交通部運転免許課

(参照)

※ 認知機能検査等は、「手がかり再生」(16の記憶項目を再生すること
による記憶力の検査)及び「時間の見当識」(自らがおかれている時
を正しく認識しているかについての検査)からなる検査で、100点満
点中80点未満を道路交通法等において「認知症のおそれがある」と定
めています。

検査内容等は警察庁HPで公表しています。

青森県警察本部交通部運転免許課 係
住所 青森市大字三内字丸山198-4
電話 (017)792-0081 (内線)

様式第13号

医 師 の 皆 様 へ

認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

青森県警察本部交通部運転免許課

青森県警察本部交通部運転免許課 係
住所 青森市大字三内字丸山198-4
電話 (017)782-0081 (内線)